

第1章 介護保険サービスの充実

1 介護保険の給付

(1) 居宅介護支援事業、介護予防支援事業

現状・第8期計画の評価

- 要介護者（要支援者）が介護サービス（介護予防サービス）を適切に利用できるよう、次の表のとおり2種類のサービスによって、「居宅サービス計画（介護予防サービス計画）」（ケアプラン）を作成しています。
- 2023年12月末現在の居宅介護支援事業に従事している介護支援専門員（ケアマネジャー）は5,709人であり2023年度の目標である6,332人に対し90.2%となっております。
- 利用者がその能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、適切な「居宅サービス計画」の作成と、これに基づくケアマネジメントの遂行のため、地域における居宅介護支援事業所の活動を、地域包括支援センターなどの主任介護支援専門員が適切に指導・援助できるよう、主任介護支援専門員研修及び主任介護支援専門員更新研修を実施しています。

◇ 各サービスの内容

サービス区分	サービス内容
居宅介護支援事業	要介護者が介護サービス等を適切に利用できるよう、居宅介護支援事業所に所属する介護支援専門員が要介護者の心身の状況や環境を評価し、本人及び家族の希望を勘案して、介護サービス等の種類や内容を定めた「居宅サービス計画」（ケアプラン）を作成し、サービス事業者等との連絡調整を行う。
介護予防支援事業	要支援者が介護予防サービス等を適切に利用できるよう、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所が介護予防支援事業者として、要支援者の心身の状況や環境を評価し、本人及び家族の希望を勘案して「介護予防サービス計画」（ケアプラン）を作成し、サービス事業者等との連絡調整を行う。

◇ 各サービスの現状

サービス区分	2023年度サービス利用見込量	2023年度実績見込	達成率	現状の評価
居宅介護支援事業	人/年 1,761,524	1,660,701	94.3%	ほぼ達成
介護予防支援事業	人/年 620,724	611,187	98.5%	ほぼ達成

基本方針

- 要介護者（要支援者）が介護サービス（介護予防サービス）を適切に利用できるよう、必要なサービス量を確保します。
- 利用実績と今後の利用意向等を踏まえ、2026年度までのサービス利用見込量（延べ人数）に対応した介護支援専門員を確保するよう努めます。
- 保険者、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、介護サービス事業者等が相互の連携を図り、地域のケアマネジメントが有効に機能するよう、指導、支援します。

2026年度までの目標

- 利用実績と今後の利用意向等を踏まえて、サービス種別、老人福祉圏域ごとに2026年度までのサービス利用見込量を設定します。
- 各年度において、計画時のサービス見込量と利用実績に乖離が発生している場合には、その要因等を確認します。
- 主任介護支援専門員研修及び主任介護支援専門員更新研修を行い、主任介護支援専門員の養成を行います。

主要施策・事業

項目	実施主体	現 状	2026年度までの目標	事業内容
居宅介護支援事業	事業者	介護支援専門員 5,709人 (2023年12月末現在)	介護支援専門員 6,175人	必要な介護支援専門員を確保するとともに、保険者、居宅介護支援事業所、介護サービス事業者等が相互の連携を図り、適切なケアマネジメントが行われるよう支援します。

下記のサービス利用見込量は、各市町村の見込みを老人福祉圏域ごとに積み上げたものとなります。

各市町村においては、居宅介護支援事業及び介護予防支援事業に係る分析や評価に加え、各種調査結果にて把握したニーズや地域課題などを基に、保険者としての施策を反映させて推計しています。

なお、東三河北部・南部圏域については、両圏域構成市町村により広域連合化（東三河広域連合）しているため、広域連合単位で設定しているサービス利用見込量を記載しています。

●居宅介護支援事業

【圏域別年度別サービス利用見込量】

(単位：年間延べ人数)

圏域	2024年度	2025年度	2026年度	2040年度
名古屋・尾張中部	624,792	637,872	643,956	782,736
海部	80,124	82,572	86,916	95,292
尾張東部	104,544	108,756	112,116	135,492
尾張西部	137,184	141,948	145,692	154,248
尾張北部	162,936	168,348	173,856	199,560
知多半島	142,704	147,756	152,484	177,612
西三河北部	91,896	96,396	100,992	140,124
西三河南部東	94,080	96,828	99,444	128,064
西三河南部西	126,276	129,264	132,024	162,336
東三河北部	145,320	145,776	148,584	169,080
東三河南部				
合計	1,709,856	1,755,516	1,796,064	2,144,544

●介護予防支援事業

【圏域別年度別サービス利用見込量】

(単位：年間延べ人数)

圏域	2024年度	2025年度	2026年度	2040年度
名古屋・尾張中部	228,384	228,216	227,148	263,304
海部	25,548	26,436	27,324	28,524
尾張東部	31,368	32,256	32,952	37,248
尾張西部	42,348	43,344	44,064	44,544
尾張北部	62,820	64,392	65,856	69,252
知多半島	48,048	49,632	50,616	55,596
西三河北部	34,884	36,096	37,236	47,532
西三河南部東	30,828	31,776	32,604	42,012
西三河南部西	51,900	52,980	54,456	65,916
東三河北部	74,580	77,640	80,484	87,828
東三河南部				
合計	630,708	642,768	652,740	741,756

(2) 居宅サービス

現状・第8期計画の評価

- 居宅サービスには、次の表のとおり13種類のサービスがあります。
多様な事業者の参入に当たり、サービス内容について一定水準の確保を図っていく必要があります。

◇ 各サービスの内容

サービス区分	サービス内容
訪問介護 (ホームヘルプ)	居宅において介護を受ける要介護者に対して、介護福祉士などの訪問介護員等により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話をいう。訪問介護は、身体介護型、生活援助型の二類型であり、通院等のための乗車、降車の介助についても介護報酬項目とされている。
訪問入浴介護	介護を受ける要介護者の居宅を入浴車等で訪問し、浴槽を提供して行われる入浴の介護をいう。
訪問看護	居宅において介護を受ける要介護者に対して、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により行われる療養上の世話又は必要な診療の補助をいう。
訪問リハビリテーション	居宅において介護を受ける要介護者に対して、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションをいう。
居宅療養管理指導	居宅において介護を受ける要介護者に対して、病院、診療所、薬局又は訪問看護ステーションの医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士、看護師等が、訪問して行う療養上の管理及び指導をいう。
通所介護 (デイサービス)	居宅において介護を受ける要介護者を定員が19人以上のデイサービスセンター等に通わせ、入浴や食事の提供、生活等に関する相談・助言、健康状態の確認、その他必要な日常生活上の世話、機能訓練等を行うことをいう。
通所リハビリテーション (デイケア)	居宅において介護を受ける要介護者で病状が安定期にある者に対し、介護老人保健施設、病院、診療所において、心身機能の維持回復及び日常生活上の自立を図るために、医学的管理の下で、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことをいう。
短期入所生活介護 (ショートステイ)	居宅において介護を受ける要介護者を特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設に短期間入所させ、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練等を行うことをいう。
短期入所療養介護 (ショートステイ)	居宅において介護を受ける要介護者を介護老人保健施設、介護医療院、医療法による療養病床を有する病院又は診療所等に短期間入所させ、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練その他の必要な医療並びに日常生活上の世話をいう。
特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム、軽費老人ホーム(ケアハウス)等に入居している要介護者について、当該施設が特定施設サービス計画に基づき行う、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話をいう。
福祉用具貸与 (対象用具はP.38に記載)	居宅において介護を受ける要介護者の日常生活の便宜を図るための用具や機能訓練のための用具の貸与をいう。 なお、身近なところで福祉用具に関する適切な選択と使用の相談に応じられるよう、各事業所に専門知識を有する専門相談員が配置されている。
特定福祉用具販売 (対象用具はP.39に記載)	居宅において介護を受ける要介護者の入浴又は排せつの用に供する福祉用具を政令に定めるところにより行われる販売をいう。 購入費の支給は、同一年度で原則として1種目1回、支給限度基準額は同一年度で10万円であり、その7割から9割が保険より給付される。
住宅改修 (対象工事はP.39に記載)	介護を受ける要介護者が、その居住する住宅について行う次に掲げる改修を行った場合で、市町村が要介護者の心身や住宅の状況から必要と認めるときは、介護保険から居宅介護住宅改修費が支給される。原則として同一住宅につき20万円までを支給限度基準額とし、その7割から9割が保険より給付される。 なお、最初の住宅改修着工日と比べて要介護度の状態区分が3段階以上重くなった場合、例外的に、改めて住宅改修費の支給を受けることができる。 また、転居した場合も改めて住宅改修費の支給が受けられる。

◇ 各サービスの現状

サービス区分	2023年度サービス利用見込量	2023年度実績見込	達成率	現状の評価
訪問介護 (ホームヘルプ)	回/年 19,860,277	回/年 21,149,396	106.5%	達成
訪問入浴介護	回/年 251,395	回/年 221,567	88.1%	目標を下回っている。
訪問看護	回/年 3,909,222	回/年 4,231,003	108.2%	達成
訪問リハビリ テーション	回/年 650,862	回/年 703,264	108.1%	達成
居宅療養管理 指導	人/年 686,847	人/年 691,404	100.7%	達成
通所介護 (デイサービス)	回/年 8,591,259	回/年 7,446,897	86.7%	目標を下回っている。
通所リハビリ テーション(デイケア)	回/年 2,446,755	回/年 2,049,025	83.7%	目標を下回っている。
短期入所生活 介護(ショートステイ)	日/年 2,282,529	日/年 1,965,654	86.1%	目標を下回っている。
短期入所療養 介護(ショートステイ)	日/年 231,030	日/年 181,153	78.4%	目標を下回っている。
特定施設入居 者生活介護	人/年 119,232	人/年 109,130	91.5%	ほぼ達成
福祉用具貸与	人/年 1,220,494	人/年 1,044,309	85.6%	目標を下回っている。
特定福祉用具 販売	人/年 21,643	人/年 17,789	82.2%	目標を下回っている。
住宅改修	人/年 15,774	人/年 13,064	82.8%	目標を下回っている。

基本方針

- 要介護度にかかわらず、できるだけ在宅で生活することができるよう、必要なサービス量を確保します。

2026年度までの目標

- 利用実績と今後の利用意向等を踏まえて、サービス種別、老人福祉圏域ごとに2026年度までのサービス利用見込量を設定します。
- 各年度において、サービス見込量の状況を進捗管理し、計画値と比較して実績値と乖離が発生している場合には、その要因を確認します。
- 訪問介護及び通所介護については、居宅サービスの中核的事業であり、要介護者の増加に伴い需要も増大することが見込まれることから、需要に応じた供給に努めます。
- 訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション及び居宅療養管理指導については、利用の促進を図るとともに、事業者の参入を促進します。
- 通所リハビリテーションについては、介護老人保健施設への併設を促進するなど、サービスの供給に努めるとともに、利用の促進を図ります。
- 短期入所生活介護及び短期入所療養介護については、利用の増加に応じた施設の確保に努めます。
- 特定施設入居者生活介護については、利用見込を踏まえ、需要に応じた供給に努めます。
- 福祉用具の貸与については、身近なところで各種の福祉用具の貸与が受けられるよう、事業者の参入を促進します。
- 特定福祉用具販売及び住宅改修については、利用者自らの選択に資するよう、情報の提供に努めます。
- 「地域共生社会」の実現に向けて、高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用を促進する観点から、介護保険と障害福祉両方の制度が利用できる共生型サービスの供給に努めます。

主要施策・事業

下記のサービス利用見込量は、各市町村の見込みを老人福祉圏域ごとに積み上げたものとなります。

各市町村においては、居宅サービスに係る分析や評価に加え、各種調査結果にて把握したニーズや地域課題などを基に、保険者としての施策を反映させて推計しています。

なお、東三河北部・南部圏域については、両圏域構成市町村により広域連合化（東三河広域連合）しているため、広域連合単位で設定しているサービス利用見込量を記載しています。

●訪問介護（ホームヘルプ）

【圏域別年度別サービス利用見込量】

（単位：年間延べ回数）

圏域	2024年度	2025年度	2026年度	2040年度
名古屋・尾張中部	9,925,776	10,466,363	10,839,566	13,157,408
海部	961,231	1,010,166	1,082,332	1,197,048
尾張東部	1,806,937	1,890,434	1,961,066	2,398,996
尾張西部	2,142,190	2,230,559	2,291,407	2,448,438
尾張北部	2,379,194	2,473,331	2,569,722	3,036,622
知多半島	1,258,228	1,357,360	1,413,300	1,628,970
西三河北部	1,026,588	1,082,797	1,141,802	1,555,705
西三河南部東	519,948	536,826	551,680	738,086
西三河南部西	1,203,378	1,261,912	1,314,638	1,689,154
東三河北部	1,026,229	1,096,360	1,144,600	1,308,449
東三河南部				
合計	22,249,699	23,406,108	24,310,113	29,158,876

●訪問入浴介護

【圏域別年度別サービス利用見込量】

（単位：年間延べ回数）

圏域	2024年度	2025年度	2026年度	2040年度
名古屋・尾張中部	80,238	82,010	81,638	99,173
海部	9,797	10,770	11,476	12,270
尾張東部	14,386	15,185	15,739	18,984
尾張西部	13,525	13,970	14,528	15,166
尾張北部	22,344	22,997	23,610	27,518
知多半島	17,274	17,963	18,722	22,115
西三河北部	16,168	16,942	18,017	24,097
西三河南部東	11,878	12,221	12,539	16,087
西三河南部西	23,142	23,686	24,618	30,617
東三河北部	21,032	20,938	21,337	24,484
東三河南部				
合計	229,784	236,682	242,224	290,511

●訪問看護

【圏域別年度別サービス利用見込量】

(単位：年間延べ回数)

圏域	2024年度	2025年度	2026年度	2040年度
名古屋・尾張中部	2,387,401	2,546,702	2,619,290	3,185,330
海部	143,546	150,476	160,828	176,957
尾張東部	322,320	338,638	353,957	437,250
尾張西部	290,627	302,160	311,131	327,509
尾張北部	415,495	437,195	467,376	524,070
知多半島	355,646	370,973	386,850	455,491
西三河北部	153,185	161,260	169,949	230,519
西三河南部東	113,180	116,875	120,068	154,307
西三河南部西	227,558	241,048	250,829	321,415
東三河北部	128,411	132,640	139,121	159,526
東三河南部				
合計	4,537,369	4,797,967	4,979,399	5,972,374

●訪問リハビリテーション

【圏域別年度別サービス利用見込量】

(単位：年間延べ回数)

圏域	2024年度	2025年度	2026年度	2040年度
名古屋・尾張中部	226,063	236,153	237,311	288,884
海部	15,313	16,769	17,624	18,647
尾張東部	58,108	60,918	62,777	76,760
尾張西部	26,929	28,333	28,952	30,522
尾張北部	56,593	57,764	58,892	71,572
知多半島	75,740	78,827	82,076	97,290
西三河北部	39,733	41,825	44,327	60,365
西三河南部東	40,620	41,712	42,827	55,492
西三河南部西	69,277	73,459	76,516	97,846
東三河北部	129,924	133,074	135,916	155,515
東三河南部				
合計	738,300	768,834	787,218	952,893

●居宅療養管理指導

【圏域別年度別サービス利用見込量】

(単位：年間延べ人数)

圏域	2024年度	2025年度	2026年度	2040年度
名古屋・尾張中部	339,084	358,608	372,036	452,472
海部	29,016	30,636	33,108	36,696
尾張東部	45,060	47,448	49,524	59,448
尾張西部	53,916	55,992	57,684	61,092
尾張北部	74,112	77,460	80,784	93,384
知多半島	49,512	51,696	53,268	62,124
西三河北部	29,064	30,588	32,196	44,256
西三河南部東	48,804	50,292	51,636	66,612
西三河南部西	42,276	44,496	46,536	60,096
東三河北部	43,884	45,744	47,628	54,312
東三河南部				
合計	754,728	792,960	824,400	990,492

●通所介護（デイサービス）

【圏域別年度別サービス利用見込量】

（単位：年間延べ回数）

圏	域	2024年度	2025年度	2026年度	2040年度
名古屋・尾張中部		2,129,760	2,132,198	2,121,031	2,571,670
海	部	448,079	466,319	492,144	532,092
尾張	東部	497,171	515,544	531,076	630,773
尾張	西部	869,449	899,528	922,676	976,403
尾張	北部	712,763	734,257	758,209	867,720
知多	半島	671,744	683,981	699,545	823,634
西三河	北部	417,916	438,052	458,370	638,184
西三河	南部東	486,007	500,921	514,694	665,405
西三河	南部西	615,192	626,460	642,185	823,340
東三河	北部	879,212	892,927	916,038	1,043,881
東三河	南部				
合	計	7,727,293	7,890,187	8,055,968	9,573,102

●通所リハビリテーション（デイケア）

【圏域別年度別サービス利用見込量】

（単位：年間延べ回数）

圏	域	2024年度	2025年度	2026年度	2040年度
名古屋・尾張中部		684,550	687,670	682,867	826,298
海	部	132,140	137,880	145,394	161,266
尾張	東部	120,262	124,812	129,203	158,002
尾張	西部	155,894	161,173	165,078	175,496
尾張	北部	229,541	231,997	237,119	281,335
知多	半島	185,233	193,645	200,615	234,025
西三河	北部	82,466	86,671	90,806	125,580
西三河	南部東	108,875	112,039	114,952	148,469
西三河	南部西	209,202	214,631	222,493	282,006
東三河	北部	194,515	191,656	193,398	219,804
東三河	南部				
合	計	2,102,678	2,142,174	2,181,925	2,612,281

●短期入所生活介護（ショートステイ）

【圏域別年度別サービス利用見込量】

（単位：年間延べ日数）

圏	域	2024年度	2025年度	2026年度	2040年度
名古屋・尾張中部		652,583	658,440	655,147	788,783
海	部	83,780	85,800	89,087	100,402
尾張	東部	112,440	117,817	122,102	147,242
尾張	西部	159,586	165,929	171,107	182,230
尾張	北部	236,921	243,806	251,252	282,092
知多	半島	203,671	208,398	213,557	253,162
西三河	北部	119,579	125,562	132,126	183,356
西三河	南部東	109,217	112,260	115,207	149,418
西三河	南部西	161,820	168,703	175,172	227,728
東三河	北部	218,470	220,135	224,828	251,266
東三河	南部				
合	計	2,058,067	2,106,850	2,149,585	2,565,679

●短期入所療養介護（ショートステイ）

【圏域別年度別サービス利用見込量】

（単位：年間延べ日数）

圏域	2024年度	2025年度	2026年度	2040年度
名古屋・尾張中部	62,131	62,336	63,622	77,479
海部	4,189	4,394	4,800	5,268
尾張東部	8,503	9,118	9,313	12,160
尾張西部	8,554	8,854	9,034	9,752
尾張北部	7,055	7,008	7,321	8,804
知多半島	21,738	22,619	23,214	26,744
西三河北部	14,188	15,102	15,779	21,907
西三河南部東	6,622	6,860	7,044	8,952
西三河南部西	41,994	43,435	45,518	58,652
東三河北部	14,624	15,079	15,650	17,876
東三河南部				
合計	189,598	194,805	201,295	247,594

●特定施設入居者生活介護

【圏域別年度別サービス利用見込量】

（単位：年間延べ人数）

圏域	2024年度	2025年度	2026年度	2040年度
名古屋・尾張中部	57,480	59,064	61,008	72,000
海部	3,960	4,200	4,320	5,388
尾張東部	8,052	8,388	8,724	10,704
尾張西部	6,072	6,240	6,372	6,660
尾張北部	9,720	10,308	10,392	12,000
知多半島	10,404	11,304	12,816	14,760
西三河北部	5,868	6,720	6,732	6,996
西三河南部東	4,572	4,716	4,836	6,252
西三河南部西	3,408	3,480	3,612	4,560
東三河北部	6,204	6,336	6,408	7,404
東三河南部				
合計	115,740	120,756	125,220	146,724

（注）この数値は利用見込量であり、圏域別年度別整備目標とは異なる。

●福祉用具貸与

介護保険制度において福祉用具貸与の対象となる種目は次のとおり。

福祉用具の種目	説 明
車いす	自走用標準型、普通型電動、介助用標準型
車いす付属品	クッション、電動補助装置等で車椅子と一体的なもの
特殊寝台	サイドレールが取付けられているか取付け可能なもので背部又は脚部が調整できるものなど
特殊寝台付属品	サイドレール、マットレス、スライディングボードなど、特殊寝台と一体的に使用されるもの
じょく瘡（床ずれ）予防用具	送風装置等を備えた空気マット、水圧全身マット
体位変換器	空気パッド等を利用して容易に体位を変換できるもの
手すり	取付けに工事を伴わないものに限る
スロープ	段差解消のためのもので、取付けに工事の不要なもの
歩行器	歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支えられるものなど
歩行補助つえ	松葉づえ、カナディアン・クラッチなど
認知症老人徘徊感知機器	外出をセンサーで感知し、家族や隣人に通報するもの
移動用リフト	床走行式、固定式、据置式で身体を持ち上げ又は持ち上げて移動を補助するものなど
自動排泄処理装置	尿、便が自動的に吸引されるもので、尿、便の経路となる部分が分割可能な構造であって、容易に使用できるもの。（交換部品を除く。）

◇福祉用具に係る貸与と販売の選択制

利用者の過度な負担を軽減しつつ、制度の持続可能性の確保を図るとともに、福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全を確保する観点から、一部の福祉用具については「貸与」と「販売」のいずれかを選択することができます。対象となる種目は次のとおり。

福 祉 用 具 の 種 目	
固定用スロープ	歩行器（歩行車を除く）
単点杖（松葉づえを除く）	多点杖

【圏域別年度別サービス利用見込量】

（単位：年間延べ人数）

圏 域	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2040 年度
名古屋・尾張中部	453,516	469,824	480,816	585,984
海 部	55,536	57,600	60,876	67,020
尾 張 東 部	71,196	74,568	77,316	93,588
尾 張 西 部	97,344	100,812	103,572	109,896
尾 張 北 部	118,224	123,840	129,768	148,428
知 多 半 島	95,880	99,468	102,216	120,264
西 三 河 北 部	64,116	67,344	70,644	97,860
西 三 河 南 部 東	67,668	69,672	71,508	92,460
西 三 河 南 部 西	91,416	93,900	96,960	120,468
東 三 河 北 部	98,832	100,656	102,828	116,916
東 三 河 南 部				
合 計	1,213,728	1,257,684	1,296,504	1,552,884

●特定福祉用具販売

介護保険制度において福祉用具販売の対象となる種目は次のとおり。

福祉用具の種目	説明
腰掛便座	和式便器上に置くもの、起立を補助するもの等
自動排泄処理装置の交換可能部品	レシーバー、チューブ、タンクなどのうち尿や便の経路となるもの
排泄予測支援機器	膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、排尿の機会を介護者に通知するもの
入浴補助用具	座位の保持や浴槽への出入りの補助となる入浴用いす、浴槽用手すりなど
簡易浴槽	空気式、折りたたみ式で工事が不要なもの
移動用リフトのつり具の部分	福祉用具貸与のリフトに付属するもの

【圏域別年度別サービス利用見込量】

(単位：年間延べ人数)

圏域	2024年度	2025年度	2026年度	2040年度
名古屋・尾張中部	6,492	6,744	6,756	8,124
海部	792	852	900	1,020
尾張東部	1,392	1,440	1,476	1,824
尾張西部	1,500	1,512	1,584	1,680
尾張北部	2,124	2,196	2,196	2,508
知多半島	1,716	1,776	1,824	2,196
西三河北部	1,320	1,392	1,476	2,028
西三河南部東	1,116	1,152	1,176	1,512
西三河南部西	1,500	1,596	1,716	2,160
東三河北部	1,620	1,656	1,716	1,956
東三河南部				
合計	19,572	20,316	20,820	25,008

●住宅改修

介護保険制度において住宅改修の対象となる工事は次のとおり。

対象工事	<ul style="list-style-type: none"> ・手すりの取付け ・段差の解消 ・すべり防止及び移動の円滑化等のための床材等の変更 ・引き戸等への扉の取替え ・洋式便器等への便器の取替え ・上記に付帯して必要となる改修
------	--

【圏域別年度別サービス利用見込量】

(単位：年間延べ人数)

圏域	2024年度	2025年度	2026年度	2040年度
名古屋・尾張中部	4,776	4,788	4,812	5,760
海部	756	768	864	876
尾張東部	1,140	1,164	1,200	1,500
尾張西部	1,320	1,344	1,392	1,488
尾張北部	1,488	1,536	1,584	1,716
知多半島	1,512	1,572	1,596	1,896
西三河北部	1,092	1,140	1,188	1,680
西三河南部東	876	900	924	1,164
西三河南部西	1,080	1,140	1,176	1,440
東三河北部	1,008	1,008	972	1,104
東三河南部				
合計	15,048	15,360	15,708	18,624

(3) 地域密着型サービス

現状・第8期計画の評価

- 地域密着型サービスは、高齢者が中重度の要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅や地域で生活を継続できるようにするために身近な市町村で提供されるサービスで、原則として当該市町村の被保険者のみが利用できます。

下の表のとおり9種類のサービスがありますが、市町村が日常生活圏域ごとに必要整備量を計画に定め、サービス事業者の指定・指導監督を行うため、各市町村に対し、市町村介護保険担当者会議などの機会を捉えサービス内容の周知を行ったり、個別に相談に応じる等により普及促進を図っています。

◇ 各サービスの内容

サービス区分	サービス内容
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	居宅の要介護者について、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、その者の居宅において介護福祉士などにより行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話を行うとともに、看護師などにより行われる療養上の世話、又は必要な診療の補助を行うことをいう。
夜間対応型訪問介護	居宅の要介護者について、夜間、定期的な巡回訪問により、又は通報を受け、その者の居宅において介護福祉士などの訪問介護員等により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話をいう。
地域密着型通所介護	居宅において介護を受ける要介護者を定員が18人以下のデイサービスセンター等に通わせ、入浴や食事の提供、生活等に関する相談・助言、健康状態の確認、その他必要な日常生活上の世話、機能訓練等を行うことをいう。
認知症対応型通所介護	居宅の要介護者であって、認知症である者について、デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言等日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。
小規模多機能型居宅介護	居宅の要介護者について、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その者の選択に基づき、居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、入浴、排せつ、食事等の介護、調理・洗濯等の家事、生活等に関する相談・助言等日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。
認知症対応型共同生活介護	要介護者であって認知症である者を、共同生活を行う住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。
地域密着型特定施設入居者生活介護	入居定員が29人以下の介護専用型特定施設に入居している要介護者について、当該施設が地域密着型特定施設サービス計画に基づき行う、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話をいう。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	入所定員が29人以下の特別養護老人ホームに入所している要介護者について、当該施設が地域密着型施設サービス計画に基づき行う、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をいう。
看護小規模多機能型居宅介護	居宅の要介護者について、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護を一体的に提供することにより、その者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を行うことをいう。

◇ 各サービスの現状

サービス区分	2023年度サービス利用見込量	2023年度実績見込	達成率	現状の評価
定期巡回・ 随時対応型 訪問介護看護	人/年 22,440	人/年 17,280	77.0%	目標を下回っている。
夜間対応型 訪問介護	人/年 4,656	人/年 3,962	85.1%	目標を下回っている。
地域密着型 通所介護	回/年 2,531,080	回/年 2,194,537	86.7%	目標を下回っている。
認知症対応型 通所介護	回/年 381,269	回/年 305,773	80.2%	目標を下回っている。
小規模多機能型 居宅介護	人/年 44,576	人/年 39,421	88.4%	目標を下回っている。
認知症対応型 共同生活介護	人/年 122,032	人/年 112,916	92.5%	ほぼ達成
地域密着型 特定施設入居者 生活介護	人/年 6,240	人/年 5,268	84.4%	目標を下回っている。
地域密着型 介護老人福祉 施設入所者 生活介護	人/年 46,916	人/年 44,180	94.2%	ほぼ達成
看護小規模 多機能型 居宅介護	人/年 6,576	人/年 6,638	100.9%	達成

基本方針

- 要介護者の住み慣れた地域での生活を24時間体制で支えるため、必要なサービス量を確保します。

2026年度までの目標

- 利用実績と今後の利用意向等を踏まえて、サービス種別、老人福祉圏域ごとに2026年度までのサービス利用見込量を設定します。
- 各年度において、サービス見込量の状況を進捗管理し、計画値と比較して実績値と乖離が発生している場合には、その要因を確認します。
- 小規模多機能型居宅介護や定期巡回・随時対応型訪問介護看護を始めとする地域密着型サービスについては、市町村を通じて利用者に対しサービス内容の周知に努め、利用の促進を図ります。

主要施策・事業

下記のサービス利用見込量は、各市町村の見込みを老人福祉圏域ごとに積み上げたものとなります。

各市町村においては、地域密着型サービスに係る分析や評価に加え、各種調査結果にて把握したニーズや地域課題などを基に、保険者としての施策を反映させて推計しています。

なお、東三河北部・南部圏域については、両圏域構成市町村により広域連合化（東三河広域連合）しているため、広域連合単位で設定しているサービス利用見込量を記載しています。

●定期巡回・随時対応型訪問介護看護

【圏域別年度別サービス利用見込量】

（単位：年間延べ人数）

圏域	2024年度	2025年度	2026年度	2040年度
名古屋・尾張中部	9,300	9,552	9,552	11,580
海部	144	156	180	204
尾張東部	684	732	984	1,248
尾張西部	1,824	1,896	1,944	2,088
尾張北部	828	900	996	1,164
知多半島	36	36	156	276
西三河北部	276	276	312	432
西三河南部東	1,788	1,860	1,920	2,544
西三河南部西	2,088	2,208	2,340	3,132
東三河北部	2,328	2,340	2,400	2,748
東三河南部				
合計	19,296	19,956	20,784	25,416

●夜間対応型訪問介護

【圏域別年度別サービス利用見込量】

(単位：年間延べ人数)

圏域	2024年度	2025年度	2026年度	2040年度
名古屋・尾張中部	4,080	4,200	4,320	5,184
海部	0	0	0	0
尾張東部	0	0	0	0
尾張西部	0	0	0	0
尾張北部	0	0	0	0
知多半島	0	0	0	0
西三河北部	0	0	0	0
西三河南部東	0	0	0	0
西三河南部西	0	0	0	0
東三河北部	24	24	24	24
東三河南部				
合計	4,104	4,224	4,344	5,208

●地域密着型通所介護（デイサービス）

【圏域別年度別サービス利用見込量】

(単位：年間延べ回数)

圏域	2024年度	2025年度	2026年度	2040年度
名古屋・尾張中部	925,356	926,416	919,531	1,126,172
海部	66,284	69,037	72,646	76,871
尾張東部	98,048	102,216	104,911	124,514
尾張西部	91,480	94,921	97,441	102,918
尾張北部	193,852	197,243	200,171	219,626
知多半島	176,447	179,842	184,525	210,473
西三河北部	152,990	160,277	167,584	234,200
西三河南部東	143,870	148,070	151,910	195,251
西三河南部西	157,637	159,992	165,116	212,284
東三河北部	251,825	251,294	252,679	287,893
東三河南部				
合計	2,257,789	2,289,308	2,316,514	2,790,202

●認知症対応型通所介護

【圏域別年度別サービス利用見込量】

(単位：年間延べ回数)

圏域	2024年度	2025年度	2026年度	2040年度
名古屋・尾張中部	96,952	97,453	97,902	119,429
海部	9,677	10,117	10,584	10,567
尾張東部	15,266	15,856	16,409	19,295
尾張西部	48,376	51,137	52,255	55,928
尾張北部	37,082	37,673	37,559	45,330
知多半島	47,807	49,530	54,178	62,501
西三河北部	23,959	25,231	26,620	36,787
西三河南部東	18,936	19,488	19,992	25,680
西三河南部西	8,477	8,864	9,344	11,371
東三河北部	16,786	16,897	17,282	19,226
東三河南部				
合計	323,318	332,246	342,125	406,114

●小規模多機能型居宅介護

【圏域別年度別サービス利用見込量】

(単位：年間延べ人数)

圏	域	2024年度	2025年度	2026年度	2040年度
名古屋・尾張中部		15,708	15,972	16,104	19,620
海	部	1,548	1,608	1,680	1,752
尾張	東部	1,788	1,848	1,896	2,520
尾張	西部	4,248	4,380	4,524	4,872
尾張	北部	5,832	6,156	6,444	8,460
知多	半島	3,624	3,720	3,900	4,212
西三河	北部	780	840	864	1,200
西三河	南部東	708	732	744	960
西三河	南部西	3,636	3,768	3,996	5,172
東三河	北部	3,852	3,984	4,092	4,632
東三河	南部				
合	計	41,724	43,008	44,244	53,400

●認知症対応型共同生活介護（認知症グループホーム）

【圏域別年度別サービス利用見込量】

(単位：年間延べ人数)

圏	域	2024年度	2025年度	2026年度	2040年度
名古屋・尾張中部		42,504	42,684	43,440	58,932
海	部	5,304	5,400	5,448	5,856
尾張	東部	4,740	5,088	5,220	7,188
尾張	西部	7,260	7,296	7,776	8,340
尾張	北部	10,524	10,728	11,052	12,840
知多	半島	10,920	11,208	11,376	12,696
西三河	北部	7,536	8,292	8,328	10,692
西三河	南部東	6,060	6,264	6,648	8,640
西三河	南部西	8,484	8,616	9,372	11,184
東三河	北部	15,744	16,800	16,800	20,400
東三河	南部				
合	計	119,076	122,376	125,460	156,768

●地域密着型特定施設入居者生活介護

【圏域別年度別サービス利用見込量】

(単位：年間延べ人数)

圏	域	2024年度	2025年度	2026年度	2040年度
名古屋・尾張中部		1,344	1,344	1,344	1,836
海	部	0	0	0	0
尾張	東部	0	0	0	0
尾張	西部	300	312	324	348
尾張	北部	0	0	0	0
知多	半島	1,284	1,284	1,284	1,464
西三河	北部	0	0	0	0
西三河	南部東	1,296	1,344	1,380	1,764
西三河	南部西	1,224	1,308	1,404	1,692
東三河	北部	372	372	372	516
東三河	南部				
合	計	5,820	5,964	6,108	7,620

(注) この数値は利用見込量であり、圏域別年度別整備目標とは異なる。

●地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

【圏域別年度別サービス利用見込量】

(単位：年間延べ人数)

圏域	2024年度	2025年度	2026年度	2040年度
名古屋・尾張中部	9,000	9,000	9,000	13,896
海部	1,044	1,044	1,044	1,188
尾張東部	3,072	3,084	3,096	4,476
尾張西部	2,784	2,784	2,784	3,276
尾張北部	4,656	5,352	5,352	5,952
知多半島	3,180	3,180	3,360	3,732
西三河北部	4,524	4,524	4,524	7,152
西三河南部東	5,844	5,844	6,192	7,956
西三河南部西	2,592	2,592	2,592	3,492
東三河北部	8,940	9,636	9,636	10,764
東三河南部				
合計	45,636	47,040	47,580	61,884

(注) この数値は利用見込量であり、圏域別年度別整備目標とは異なる。

●看護小規模多機能型居宅介護

【圏域別年度別サービス利用見込量】

(単位：年間延べ人数)

圏域	2024年度	2025年度	2026年度	2040年度
名古屋・尾張中部	3,360	3,648	4,164	4,848
海部	0	0	0	0
尾張東部	744	1,320	1,380	1,680
尾張西部	480	492	852	888
尾張北部	504	504	624	816
知多半島	588	720	960	1,044
西三河北部	0	0	0	0
西三河南部東	324	336	336	444
西三河南部西	456	552	888	1,020
東三河北部	1,512	1,536	1,584	1,788
東三河南部				
合計	7,968	9,108	10,788	12,528

(4) 介護予防サービス

現状・第8期計画の評価

- 介護予防サービスは、介護保険の基本理念である「自立支援」をより徹底するため要支援認定者へ提供されるサービスで、次の表のとおり11種類あり、多様な事業者の参入に当たり、サービス内容について一定水準の確保を図っていく必要があります。
- 要支援者の状態の維持・改善を図るため、生活機能の維持・向上に着目した適切なサービスが提供されるよう、運営指導等を通じて事業者に対する指導・助言を行っています。
- 地域支援事業について、市町村が地域の実情に応じて、多様なサービスを提供できるよう市町村職員や地域包括支援センター職員を対象とした研修を実施しています。

◇ 各サービスの内容

各サービス内容については、P. 31に記載されている居宅サービス内容と同義であり、対象者が要支援者となります。

◇ 各サービスの現状

サービス区分	2023年度サービス利用見込量	2023年度実績見込	達成率	現状の評価
介護予防訪問入浴介	回/年 4,264	回/年 2,698	63.3%	目標を下回っている。
介護予防訪問看護	回/年 572,410	回/年 557,628	97.4%	ほぼ達成
介護予防訪問リハビリテーション	回/年 183,684	回/年 187,167	101.9%	達成
介護予防居宅療養管理指導	人/年 59,712	人/年 59,068	98.9%	ほぼ達成
介護予防通所リハビリテーション(デイケア)	人/年 164,652	人/年 144,920	88.0%	目標を下回っている。
介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)	日/年 45,247	日/年 34,847	77.0%	目標を下回っている。

サービス区分	2023 年度目標	2023 年度実績見込	達成率	現状の評価
介護予防 短期入所療養介護 (ショートステイ)	日/年 6,460	日/年 3,997	61.9%	目標を下回っている。
介護予防特定施設 入居者生活介護	人/年 23,256	人/年 18,978	81.6%	目標を下回っている。
介護予防 福祉用具貸与	人/年 502,162	人/年 494,590	98.5%	ほぼ達成
介護予防 特定福祉用具販売	人/年 10,081	人/年 9,096	90.2%	ほぼ達成
介護予防住宅改修	人/年 11,505	人/年 10,846	94.3%	ほぼ達成

基本方針

- 要支援者の状態の維持・改善を図るため、必要なサービス量を確保します。
- 要支援者の状態の維持・改善を図るため、生活機能の維持・向上に着目した適切なサービスができる事業者を育成すべく、運営指導等を通じて事業者に対し指導・助言するよう努めます。
- 地域支援事業における「介護予防・日常生活支援総合事業」において、市町村が地域の実情に応じて、多様なサービスを提供できるよう努めます。

2026年度までの目標

- 利用実績と今後の利用意向等を踏まえて、サービス種別、老人福祉圏域ごとに2026年度までのサービス利用見込量が提供されるよう努めます。
- 各年度において、サービス見込量の状況を進捗管理し、計画値と比較して実績値と乖離が発生している場合には、その要因を確認します。
- 要支援者の状態の維持・改善を図るため、生活機能の維持・向上に着目した適切なサービスが提供されるよう、事業者に対して指導・助言を行います。
- 地域支援事業について、市町村職員等の人材育成のための研修、情報提供等により市町村を支援します。

主要施策・事業

下記のサービス利用見込量は、各市町村の見込みを老人福祉圏域ごとに積み上げたものとなります。

各市町村においては、介護予防サービスに係る分析や評価に加え、各種調査結果にて把握したニーズや地域課題などを基に、保険者としての施策を反映させて推計しています。

なお、東三河北部・南部圏域については、両圏域構成市町村により広域連合化（東三河広域連合）しているため、広域連合単位で設定しているサービス利用見込量を記載しています。

●介護予防訪問入浴介護

【圏域別年度別サービス利用見込量】

（単位：年間延べ回数）

圏域	2024年度	2025年度	2026年度	2040年度
名古屋・尾張中部	782	785	785	787
海部	148	148	146	148
尾張東部	50	50	50	50
尾張西部	356	356	356	356
尾張北部	137	137	137	137
知多半島	733	760	786	870
西三河北部	648	691	691	907
西三河南部東	60	60	60	84
西三河南部西	353	353	353	359
東三河北部	499	499	499	538
東三河南部				
合計	3,766	3,839	3,863	4,236

●介護予防訪問看護

【圏域別年度別サービス利用見込量】

（単位：年間延べ回数）

圏域	2024年度	2025年度	2026年度	2040年度
名古屋・尾張中部	283,026	285,739	282,866	329,360
海部	23,400	25,450	27,172	36,710
尾張東部	39,002	40,147	41,398	49,018
尾張西部	31,476	32,407	32,862	33,230
尾張北部	54,462	56,216	58,129	59,807
知多半島	59,515	62,683	63,682	70,363
西三河北部	21,683	22,444	23,089	29,614
西三河南部東	9,684	10,027	10,346	13,408
西三河南部西	38,560	39,205	39,450	47,156
東三河北部	27,575	27,499	27,529	30,098
東三河南部				
合計	588,383	601,817	606,523	698,764

●介護予防訪問リハビリテーション

【圏域別年度別サービス利用見込量】

(単位：年間延べ回数)

圏域	2024年度	2025年度	2026年度	2040年度
名古屋・尾張中部	51,234	54,958	54,670	63,923
海部	4,320	4,549	4,613	4,976
尾張東部	8,941	9,210	9,340	10,928
尾張西部	6,970	6,970	7,078	7,078
尾張北部	13,835	14,206	14,795	15,124
知多半島	22,950	23,624	24,383	27,376
西三河北部	5,659	5,790	5,921	7,609
西三河南部東	5,261	5,478	5,683	7,766
西三河南部西	17,378	17,842	18,292	21,726
東三河北部	59,071	61,512	61,717	67,648
東三河南部				
合計	195,619	204,139	206,492	234,154

●介護予防居宅療養管理指導

【圏域別年度別サービス利用見込量】

(単位：年間延べ人数)

圏域	2024年度	2025年度	2026年度	2040年度
名古屋・尾張中部	28,788	28,896	29,436	34,176
海部	2,280	2,388	2,472	2,520
尾張東部	2,952	3,024	3,132	3,636
尾張西部	3,516	3,600	3,672	3,684
尾張北部	7,464	7,620	7,764	8,256
知多半島	3,912	3,996	4,056	4,440
西三河北部	2,400	2,496	2,556	3,252
西三河南部東	2,556	2,640	2,712	3,456
西三河南部西	4,008	4,308	4,608	5,472
東三河北部	4,992	5,088	5,148	5,628
東三河南部				
合計	62,868	64,056	65,556	74,520

●介護予防通所リハビリテーション(デイケア)

【圏域別年度別サービス利用見込量】

(単位：年間延べ人数)

圏域	2024年度	2025年度	2026年度	2040年度
名古屋・尾張中部	48,348	48,444	47,904	55,056
海部	7,764	7,932	8,136	8,496
尾張東部	6,504	6,732	6,852	7,644
尾張西部	6,768	6,960	7,080	7,164
尾張北部	18,780	18,996	19,284	20,220
知多半島	15,600	15,888	16,140	17,724
西三河北部	4,752	4,920	5,076	6,468
西三河南部東	10,080	10,416	10,716	14,004
西三河南部西	12,216	12,444	12,672	15,144
東三河北部	18,852	19,020	19,188	20,892
東三河南部				
合計	149,664	151,752	153,048	172,812

●介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）

【圏域別年度別サービス利用見込量】

（単位：年間延べ日数）

圏域	2024年度	2025年度	2026年度	2040年度
名古屋・尾張中部	8,946	9,073	9,084	10,423
海部	2,135	2,342	2,578	3,350
尾張東部	856	856	942	1,158
尾張西部	2,282	2,351	2,401	2,401
尾張北部	5,020	5,045	5,148	5,365
知多半島	4,025	4,278	4,099	4,528
西三河北部	3,269	3,403	3,506	4,564
西三河南部東	2,470	2,530	2,641	3,599
西三河南部西	3,982	4,256	4,373	5,066
東三河北部	6,812	6,925	6,982	7,628
東三河南部				
合計	39,797	41,059	41,754	48,082

●介護予防短期入所療養介護（ショートステイ）

【圏域別年度別サービス利用見込量】

（単位：年間延べ日数）

圏域	2024年度	2025年度	2026年度	2040年度
名古屋・尾張中部	1,072	1,072	1,072	1,072
海部	454	454	454	454
尾張東部	120	120	120	161
尾張西部	229	229	229	229
尾張北部	48	48	48	48
知多半島	624	624	624	665
西三河北部	497	497	497	662
西三河南部東	132	132	132	180
西三河南部西	1,436	1,600	1,704	1,765
東三河北部	133	133	133	277
東三河南部				
合計	4,745	4,909	5,013	5,513

●介護予防特定施設入居者生活介護

【圏域別年度別サービス利用見込量】

（単位：年間延べ人数）

圏域	2024年度	2025年度	2026年度	2040年度
名古屋・尾張中部	9,828	10,140	10,416	10,452
海部	1,020	1,092	1,152	1,140
尾張東部	1,680	1,728	1,776	1,956
尾張西部	1,128	1,152	1,188	924
尾張北部	1,980	1,980	2,004	2,172
知多半島	1,380	1,452	1,668	1,764
西三河北部	672	732	732	708
西三河南部東	828	864	888	1,152
西三河南部西	576	600	612	732
東三河北部	1,308	1,296	1,296	1,416
東三河南部				
合計	20,400	21,036	21,732	22,416

（注）この数値は利用見込量であり、圏域別年度別整備目標とは異なる。

●介護予防福祉用具貸与

【圏域別年度別サービス利用見込量】

(単位：年間延べ人数)

圏域	2024年度	2025年度	2026年度	2040年度
名古屋・尾張中部	183,384	184,116	183,924	213,660
海部	20,220	20,988	21,900	22,884
尾張東部	24,948	25,764	26,340	29,652
尾張西部	37,464	38,328	38,964	39,408
尾張北部	50,256	52,176	53,880	56,388
知多半島	36,396	37,644	38,640	42,408
西三河北部	30,648	31,716	32,724	41,796
西三河南部東	25,908	26,640	27,444	34,896
西三河南部西	46,800	47,496	48,648	58,272
東三河北部	60,732	63,624	66,300	72,456
東三河南部				
合計	516,756	528,492	538,764	611,820

●介護予防特定福祉用具販売

【圏域別年度別サービス利用見込量】

(単位：年間延べ人数)

圏域	2024年度	2025年度	2026年度	2040年度
名古屋・尾張中部	3,408	3,420	3,300	3,828
海部	372	384	396	420
尾張東部	624	636	636	660
尾張西部	708	720	744	744
尾張北部	972	972	1,020	1,044
知多半島	828	840	864	972
西三河北部	660	684	720	900
西三河南部東	444	468	492	624
西三河南部西	792	828	864	996
東三河北部	1,068	1,092	1,176	1,272
東三河南部				
合計	9,876	10,044	10,212	11,460

●介護予防住宅改修

【圏域別年度別サービス利用見込量】

(単位：年間延べ人数)

圏域	2024年度	2025年度	2026年度	2040年度
名古屋・尾張中部	3,888	4,008	3,900	4,488
海部	576	588	612	624
尾張東部	912	936	972	1,080
尾張西部	816	828	840	852
尾張北部	1,272	1,284	1,320	1,392
知多半島	972	996	1,020	1,152
西三河北部	756	780	792	1,020
西三河南部東	552	576	600	768
西三河南部西	972	1,020	1,080	1,260
東三河北部	996	1,020	1,020	1,128
東三河南部				
合計	11,712	12,036	12,156	13,764

(5) 地域密着型介護予防サービス

現状・第8期計画の評価

- 地域密着型介護予防サービスは、市町村が日常生活圏域ごとに必要整備量を計画に定め、サービス事業者の指定・指導監督を行うもので、原則として当該市町村の被保険者のみが利用できます。

下表のとおり3種類のサービスがありますが、地域密着型サービスの整備を実施する各市町村に対し、市町村介護保険担当者会議などの機会を捉えサービス内容の周知や個別に相談に応じる等により普及促進を図っています。

◇ 各サービスの内容

各サービス内容については、P. 40に記載されている地域密着型サービス内容と同義であり、対象者が要支援者となります。

◇ 各サービスの現状

サービス区分	2023年度サービス利用見込量	2023年度実績見込	達成率	現状の評価
介護予防認知症対応型通所介護	回/年 5,185	回/年 2,179	42.0%	目標を下回っている。
介護予防小規模多機能型居宅介護	人/年 6,204	人/年 5,004	80.7%	目標を下回っている。
介護予防認知症対応型共同生活介護	人/年 1,113	人/年 1,041	93.5%	ほぼ達成

基本方針

- 住み慣れた地域での生活を24時間体制で支えるため、必要なサービス量を確保します。
- 地域密着型サービスについて、市町村・利用者に対してサービス内容の周知に努めます。

2026年度までの目標

- 利用実績と今後の利用意向等を踏まえて、サービス種別、老人福祉圏域ごとに2026年度までのサービス利用見込量を設定します。
- 各年度において、サービス見込量の状況を進捗管理し、計画値と比較して実績値と乖離が発生している場合には、その要因を確認します。
- 地域密着型サービスについては、市町村を通じて利用者に対しサービス内容の周知に努め、利用の促進を図ります。

主要施策・事業

下記のサービス利用見込量は、各市町村の見込みを老人福祉圏域ごとに積み上げたものとなります。

各市町村においては、地域密着型介護予防サービスに係る分析や評価に加え、各種調査結果にて把握したニーズや地域課題などを基に、保険者としての施策を反映させて推計しています。

なお、東三河北部・南部圏域については、両圏域構成市町村により広域連合化（東三河広域連合）しているため、広域連合単位で設定しているサービス利用見込量を記載しています。

●介護予防認知症対応型通所介護

【圏域別年度別サービス利用見込量】

（単位：年間延べ回数）

圏域	2024年度	2025年度	2026年度	2040年度
名古屋・尾張中部	1,220	1,220	1,220	1,220
海部	60	60	60	60
尾張東部	0	0	0	0
尾張西部	204	204	204	204
尾張北部	703	708	708	792
知多半島	742	742	907	973
西三河北部	0	0	0	0
西三河南部東	180	192	192	252
西三河南部西	24	24	48	48
東三河北部	60	62	64	0
東三河南部				
合計	3,193	3,212	3,403	3,549

●介護予防小規模多機能型居宅介護

【圏域別年度別サービス利用見込量】

（単位：年間延べ人数）

圏域	2024年度	2025年度	2026年度	2040年度
名古屋・尾張中部	1,800	2,160	2,160	2,388
海部	204	216	228	228
尾張東部	108	108	108	132
尾張西部	516	564	600	600
尾張北部	984	972	984	1,068
知多半島	504	516	528	528
西三河北部	72	84	84	108
西三河南部東	144	144	144	192
西三河南部西	540	588	612	744
東三河北部	288	300	300	324
東三河南部				
合計	5,160	5,652	5,748	6,312

●介護予防認知症対応型共同生活介護（認知症グループホーム）

【圏域別年度別サービス利用見込量】

（単位：年間延べ人数）

圏域	2024年度	2025年度	2026年度	2040年度
名古屋・尾張中部	480	480	480	624
海部	84	84	84	72
尾張東部	12	12	12	12
尾張西部	60	60	60	60
尾張北部	144	156	156	156
知多半島	36	36	36	36
西三河北部	72	96	96	96
西三河南部東	156	168	180	264
西三河南部西	84	84	84	120
東三河北部	132	156	156	168
東三河南部				
合計	1,260	1,332	1,344	1,608

(6) 施設サービス

現状・第8期計画の評価

- 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院及び特定施設入居者生活介護の整備、指定等の推進を図り、サービス基盤の充実に努めています。

介護老人福祉施設について、2023年4月1日時点の待機者数は3,502人となっていますが、在宅復帰を目指してリハビリを受ける介護老人保健施設や認知症対応型のグループホーム、医療ケアを受けられる介護医療院、ケア付きの居住施設なども含め、待機者の要介護状態に応じた適切な介護が受けられるよう総合的な施策の組み合わせにより待機者を解消することが求められています。

- 第8期計画に基づき新たに整備した介護老人福祉施設（地域密着型を含む）については、原則ユニット型となっています。今後も引き続き、入所者一人ひとりの個性や生活のリズムを尊重した介護ができるよう、ユニット型を基本としつつ、地域における特別な事情も踏まえ介護老人福祉施設の整備を進める必要があります。

介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の整備は、ユニット型での整備を原則としており、2023年12月31日現在のユニット化率は57.6%です。また、介護保険施設及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のユニット化率は36.5%です。

- 介護老人福祉施設については、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える施設としての機能に重点化を図りつつ、やむを得ない事情のある軽度の要介護者は適切に入所できるよう、市町村や事業者を指導しています。

- 介護老人保健施設への訪問看護ステーション、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション（デイケア）等の併設による整備を進めています。

- 県内の混合型特定施設入居者生活介護の指定を受けている特定施設（有料老人ホーム等）の入居者のうち、介護給付（介護予防）サービス利用により入居している方の割合は、2023年4月1日時点で約94.4%となっています。

◇ 各施設種別の内容

サービス区分	サービス内容
介護老人福祉施設	身体上又は精神上著しい障害があるため、常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者（要介護者）を入所させ、施設サービス計画に基づいて、入浴・排泄・食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行うことを目的とする施設。
介護老人保健施設	要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療を行うとともに、その日常生活上の世話を行うことを目的とする施設。
介護医療院	要介護者であって、主として長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設。

サービス区分	サービス内容
介護専用型 特定施設入居者 生活介護	有料老人ホーム、介護利用型軽費老人ホーム（ケアハウス）等の特定施設であって、その入居者が要介護者、その配偶者その他厚生労働省令で定める者に限られた施設において行われる、当該特定施設が提供するサービスの内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの、機能訓練及び療養上の世話をいう。
混合型 特定施設入居者 生活介護	介護専用型特定施設以外の特定施設に入居している要介護者について、当該特定施設が提供するサービスの内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの、機能訓練及び療養上の世話をいう。

◇ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）（入所定員総数）

圏域	区分	2023年度 目標（人）	2023年度末 見込（人）	達成率 （%）	圏域	区分	2023年度 目標（人）	2023年度末 見込（人）	達成率 （%）
名古屋・ 尾張中部	広域型	9,111	9,111	100.0	西三河 北 部	広域型	1,401	1,401	100.0
	地域密着型	805	805	100.0		地域密着型	377	377	100.0
	計	9,916	9,916	100.0		計	1,778	1,778	100.0
海 部	広域型	1,421	1,421	100.0	西三河 南部東	広域型	1,010	1,010	100.0
	地域密着型	87	87	100.0		地域密着型	493	464	94.1
	計	1,508	1,508	100.0		計	1,503	1,474	98.1
尾 張 東 部	広域型	1,439	1,439	100.0	西三河 南部西	広域型	2,472	2,472	100.0
	地域密着型	261	261	100.0		地域密着型	214	214	100.0
	計	1,700	1,700	100.0		計	2,686	2,686	100.0
尾 張 西 部	広域型	2,150	2,150	100.0	東三河 北 部	広域型	444	444	100.0
	地域密着型	232	232	100.0		地域密着型	29	29	100.0
	計	2,382	2,382	100.0		計	473	473	100.0
尾 張 北 部	広域型	2,323	2,323	100.0	東三河 南 部	広域型	2,097	2,097	100.0
	地域密着型	493	406	82.4		地域密着型	716	716	100.0
	計	2,816	2,729	96.9		計	2,813	2,813	100.0
知 多 半 島	広域型	2,538	2,498	98.4	県全体	広域型	26,406	26,366	99.8
	地域密着型	261	261	100.0		地域密着型	3,968	3,852	97.1
	計	2,799	2,759	98.6		計	30,374	30,218	99.5

◇ 介護老人保健施設（入所定員総数）

圏域	区分	2023年度 目標(人)	2023年度末 見込(人)	達成率 (%)	圏域	区分	2023年度 目標(人)	2023年度末 見込(人)	達成率 (%)
名古屋・ 尾張中部	非転換分	7,167	7,037	98.2	西三河 北部	非転換分	790	790	100.0
	転換分	0	0	-		転換分	0	0	-
	計	7,167	7,037	98.2		計	790	790	100.0
海部	非転換分	1,018	1,018	100.0	西三河 南部東	非転換分	846	846	100.0
	転換分	0	0	-		転換分	60	60	100.0
	計	1,018	1,018	100.0		計	906	906	100.0
尾張 東部	非転換分	1,225	1,125	91.8	西三河 南部西	非転換分	1,543	1,543	100.0
	転換分	41	0	0		転換分	0	0	-
	計	1,266	1,125	88.9		計	1,543	1,543	100.0
尾西 張部	非転換分	1,185	1,185	100.0	東三河 北部	非転換分	243	243	100.0
	転換分	0	0	-		転換分	0	0	-
	計	1,185	1,185	100.0		計	243	243	100.0
尾北 張部	非転換分	1,533	1,533	100.0	東三河 南部	非転換分	1,377	1,326	96.3
	転換分	0	0	-		転換分	0	0	-
	計	1,533	1,533	100.0		計	1,377	1,326	96.3
知半 多島	非転換分	1,647	1,647	100.0	県全体	非転換分	18,574	18,293	98.5
	転換分	0	0	-		転換分	101	60	59.4
	計	1,647	1,647	100.0		計	18,675	18,353	98.3

(注) 介護療養型医療施設からの転換分については「転換分」、通常の整備については「非転換分」として計上。

◇ 介護医療院（入所定員総数）

圏域	区分	2023年度 目標(人)	2023年度末 見込(人)	達成率 (%)	圏域	区分	2023年度 目標(人)	2023年度末 見込(人)	達成率 (%)
名古屋・ 尾張中部	非転換分	0	0	-	西三河 北部	非転換分	0	0	-
	転換分	479	612	127.8		転換分	63	63	100.0
	計	479	612	127.8		計	63	63	100.0
海部	非転換分	0	0	-	西三河 南部東	非転換分	50	0	0
	転換分	160	160	100.0		転換分	107	107	100.0
	計	160	160	100.0		計	157	107	68.2
尾張 東部	非転換分	139	120	86.3	西三河 南部西	非転換分	0	0	-
	転換分	80	80	100.0		転換分	173	173	100.0
	計	219	200	91.3		計	173	173	100.0
尾西 張部	非転換分	0	0	-	東三河 北部	非転換分	0	0	-
	転換分	0	0	-		転換分	95	95	100.0
	計	0	0	-		計	95	95	100.0
尾北 張部	非転換分	0	0	-	東三河 南部	非転換分	0	0	-
	転換分	76	44	56.4		転換分	545	523	96.0
	計	76	44	56.4		計	545	523	96.0
知半 多島	非転換分	0	0	-	県全体	非転換分	189	120	63.5
	転換分	0	28	-		転換分	1,778	1,885	106.0
	計	0	28	-		計	1,967	2,005	101.9

◇ 介護専用型特定施設入居者生活介護（利用定員総数）

圏域	区分	2023年度 目標(人)	2023年度末 見込(人)	達成率 (%)	圏域	区分	2023年度 目標(人)	2023年度末 見込(人)	達成率 (%)
名古屋・ 尾張中部	広域型	603	603	100.0	西三河 北 部	広域型	0	0	-
	地域密着型	119	119	100.0		地域密着型	0	0	-
	計	722	722	100.0		計	0	0	-
海 部	広域型	0	0	-	西三河 南部東	広域型	0	0	-
	地域密着型	0	0	-		地域密着型	108	108	100.0
	計	0	0	-		計	108	108	100.0
尾 張 東 部	広域型	0	0	-	西三河 南部西	広域型	40	40	100.0
	地域密着型	29	0	-		地域密着型	116	107	92.2
	計	29	0	-		計	156	147	94.2
尾 張 西 部	広域型	0	0	-	東三河 北 部	広域型	0	0	-
	地域密着型	29	29	100.0		地域密着型	0	0	-
	計	29	29	100.0		計	0	0	-
尾 張 北 部	広域型	30	30	100.0	東三河 南 部	広域型	60	60	100.0
	地域密着型	0	0	-		地域密着型	29	29	100.0
	計	30	30	100.0		計	89	89	100.0
知 多 半 島	広域型	90	90	100.0	県全体	広域型	823	823	100.0
	地域密着型	107	107	100.0		地域密着型	537	499	92.9
	計	197	197	100.0		計	1,360	1,322	97.2

◇ 混合型特定施設入居者生活介護（利用定員総数）

圏域	2023年度 目標(人)	2023年度末 見込(人)	達成率 (%)	圏域	2023年度 目標(人)	2023年度 末見込(人)	達成率 (%)
名古屋・尾張中部	4,296	4,285	99.7	西三河北部	514	514	100.0
海 部	347	347	100.0	西三河南部東	375	375	100.0
尾張東部	781	781	100.0	西三河南部西	224	224	100.0
尾張西部	502	501	99.8	東三河北部	36	36	100.0
尾張北部	622	573	92.1	東三河南部	358	358	100.0
知多半島	689	659	95.6	県全体	8,735	8,644	99.0

【参考】

- 近年、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅が増加しており、多様な介護ニーズの受け皿となっている状況を踏まえ、将来に必要な介護サービス基盤の整備に関する見込量を定める際には、これらの施設の設置状況や入居状況等を把握することが必要です。
両施設の設置状況等を示した表は下記のとおりです。

◇ 有料老人ホーム利用状況（2023年4月1日）

圏域	設置状況 (か所)	入居定員数 (人)	入居者数 (人)	自立 (人)	要介護・ 要支援 (人)
名古屋・尾張中部	508	18,218	15,136	1,357	13,779
海部	44	1,326	1,071	20	1,051
尾張東部	101	2,856	2,474	113	2,361
尾張西部	103	3,074	2,498	72	2,426
尾張北部	99	3,276	2,659	53	2,606
知多半島	54	1,851	1,500	39	1,461
西三河北部	36	1,255	1,078	115	963
西三河南部東	36	1,184	995	40	955
西三河南部西	43	1,368	1,055	30	1,025
東三河北部	2	38	30	1	29
東三河南部	63	2,039	1,784	28	1,756
合計	1,089	36,485	30,280	1,868	28,412

◇ サービス付き高齢者向け住宅利用状況（2023年4月1日）

圏 域	設置状況 (か所)	入居定員数 (戸)	入居者数 (人)	自立 (人)	要介護・ 要支援 (人)
名古屋・尾張中部	117	4,447	4,069	479	3,590
海 部	17	639	493	20	473
尾 張 東 部	11	547	447	22	425
尾 張 西 部	25	892	787	10	777
尾 張 北 部	23	660	551	9	542
知 多 半 島	21	703	533	10	523
西 三 河 北 部	14	478	471	41	430
西 三 河 南 部 東	19	673	614	50	564
西 三 河 南 部 西	43	1,520	1,287	169	1,118
東 三 河 北 部	2	65	63	6	57
東 三 河 南 部	26	804	665	54	611
合 計	318	11,428	9,978	870	9,108

※名古屋市所管分については2023年3月31日時点の数値。

基本方針

- 要介護度にかかわらず可能な限り在宅で自立した日常生活が営めるよう、居宅サービスを重視するとともに、真に施設サービスが必要な方が必要な時に利用できるよう老人福祉圏域ごとに、計画的に整備を進めます。また、特定施設入居者生活介護等の活用を図るなど、総合的な視点により進めることとします。
なお、施設の整備に当たっては、市町村と連携して県有地等公有地の活用を努めながら、計画的に整備を進めます。
- 2030年度の介護保険施設及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の入所定員の合計数のうち、ユニット型施設の入所定員の合計数の割合を50%以上（介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は70%以上）を目標にユニット型施設の整備を進めます。
- 介護老人福祉施設は、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える施設としての機能に重点化を図りつつ、やむを得ない事情のある軽度の要介護者が適切に入所できるよう努めます。
- 県内の混合型特定施設入居者生活介護の利用実態を踏まえ、介護保険法第70条第5項に規定される「推定利用定員」については、介護保険法施行規則第126条の5の規定に基づき、特定施設の入居定員総数に「0.7」を乗じて得られた数とします。

2026年度までの目標

- 利用実績と今後の利用意向等を踏まえた市町村計画のサービス見込量を基に圏域ごとに整備目標を設定します。
- 要介護者等の状況を踏まえ、圏域ごとに整備目標（必要入所定員総数）が達成できるよう、計画的に整備を進めます。
- 介護老人福祉施設の整備に当たっては、入所者一人ひとりの個性や生活のリズムを尊重した介護ができるよう、ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情を踏まえ整備を進めます。
- やむを得ない事情のある軽度の要介護者が適切に入所できるよう市町村や事業者を指導します。
- 介護老人保健施設への訪問看護ステーション、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション等の併設施設の整備を進めます。

主要施策・事業

下記の整備目標は、各市町村の整備計画を老人福祉圏域ごとに積み上げたものとなります。
各市町村においては、施設サービスに係る分析や評価に加え、各種調査結果にて把握したニーズや地域課題などを基に、保険者としての施策を反映させて計画を設定しています。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

【圏域別年度別整備目標（必要入所定員総数）】

（単位：人）

圏域	区分	2024年度	2025年度	2026年度
名古屋・尾張中部	広域型	9,161	9,161	9,161
	地域密着型	776	776	776
	計	9,937	9,937	9,937
海部	広域型	1,431	1,431	1,431
	地域密着型	87	87	87
	計	1,518	1,518	1,518
尾張東部	広域型	1,463	1,463	1,463
	地域密着型	261	261	261
	計	1,724	1,724	1,724
尾張西部	広域型	2,150	2,150	2,150
	地域密着型	232	232	232
	計	2,382	2,382	2,382
尾張北部	広域型	2,323	2,383	2,383
	地域密着型	406	464	464
	計	2,729	2,847	2,847
知多半島	広域型	2,538	2,538	2,538
	地域密着型	261	261	290
	計	2,799	2,799	2,828
西三河北部	広域型	1,401	1,401	1,401
	地域密着型	377	377	377
	計	1,778	1,778	1,778
西三河南部東	広域型	1,010	1,036	1,036
	地域密着型	464	493	493
	計	1,474	1,529	1,529
西三河南部西	広域型	2,472	2,472	2,472
	地域密着型	214	214	214
	計	2,686	2,686	2,686
東三河北部	広域型	444	444	444
	地域密着型	29	29	29
	計	473	473	473
東三河南部	広域型	2,097	2,097	2,097
	地域密着型	716	774	774
	計	2,813	2,871	2,871
合計	広域型	26,490	26,576	26,576
	地域密着型	3,823	3,968	3,997
	計	30,313	30,544	30,573

介護老人保健施設

【圏域別年度別整備目標（必要入所定員総数）】

（単位：人）

圏域	区分	2024年度	2025年度	2026年度
名古屋・尾張中部	非転換分	7,037	7,037	7,037
	転換分	0	0	0
	合計	7,037	7,037	7,037
海部	非転換分	1,018	1,018	1,018
	転換分	0	0	0
	合計	1,018	1,018	1,018
尾張東部	非転換分	1,125	1,125	1,125
	転換分	0	0	0
	合計	1,125	1,125	1,125
尾張西部	非転換分	1,185	1,185	1,185
	転換分	0	0	0
	合計	1,185	1,185	1,185
尾張北部	非転換分	1,533	1,533	1,533
	転換分	0	0	0
	合計	1,533	1,533	1,533
知多半島	非転換分	1,647	1,647	1,647
	転換分	0	0	0
	合計	1,647	1,647	1,647
西三河北部	非転換分	790	790	790
	転換分	0	0	0
	合計	790	790	790
西三河南部東	非転換分	846	846	846
	転換分	60	60	60
	合計	906	906	906
西三河南部西	非転換分	1,543	1,543	1,543
	転換分	0	0	0
	合計	1,543	1,543	1,543
東三河北部	非転換分	243	243	243
	転換分	0	0	0
	合計	243	243	243
東三河南部	非転換分	1,326	1,326	1,326
	転換分	0	0	0
	合計	1,326	1,326	1,326
合計	非転換分	18,293	18,293	18,293
	転換分	60	60	60
	合計	18,353	18,353	18,353

（注）介護療養型医療施設からの転換分については「転換分」、通常の整備については「非転換分」として計上。

介護医療院

【圏域別年度別整備目標（必要利用定員総数）】

（単位：人）

圏 域	2024 年度	2025 年度	2026 年度
名古屋・尾張中部	972	1,020	1,020
海 部	160	160	160
尾 張 東 部	200	200	200
尾 張 西 部	0	0	0
尾 張 北 部	50	50	50
知 多 半 島	28	28	28
西 三 河 北 部	63	63	63
西 三 河 南 部 東	107	107	107
西 三 河 南 部 西	198	198	198
東 三 河 北 部	95	95	95
東 三 河 南 部	523	523	523
合 計	2,396	2,444	2,444

介護専用型特定施設入居者生活介護

【圏域別年度別整備目標（必要利用定員総数）】

（単位：人）

圏 域	区 分	2024 年度	2025 年度	2026 年度
名古屋・尾張中部	広 域 型	603	603	603
	地 域 密 着 型	119	119	119
	計	722	722	722
海 部	広 域 型	0	0	0
	地 域 密 着 型	0	0	0
	計	0	0	0
尾 張 東 部	広 域 型	0	0	0
	地 域 密 着 型	0	0	0
	計	0	0	0
尾 張 西 部	広 域 型	0	0	0
	地 域 密 着 型	29	29	29
	計	29	29	29
尾 張 北 部	広 域 型	30	30	30
	地 域 密 着 型	0	0	0
	計	30	30	30
知 多 半 島	広 域 型	90	90	90
	地 域 密 着 型	107	107	107
	計	197	197	197
西 三 河 北 部	広 域 型	0	0	0
	地 域 密 着 型	0	0	0
	計	0	0	0
西 三 河 南 部 東	広 域 型	0	0	0
	地 域 密 着 型	108	108	108
	計	108	108	108
西 三 河 南 部 西	広 域 型	40	40	40
	地 域 密 着 型	107	107	107
	計	147	147	147
東 三 河 北 部	広 域 型	0	0	0
	地 域 密 着 型	0	0	0
	計	0	0	0
東 三 河 南 部	広 域 型	60	60	60
	地 域 密 着 型	29	29	29
	計	89	89	89
合 計	広 域 型	823	823	823
	地 域 密 着 型	499	499	499
	計	1,322	1,322	1,322

混合型特定施設入居者生活介護

【圏域別年度別整備目標（必要利用定員総数）】

（単位：人）

圏 域	2024 年度	2025 年度	2026 年度
名古屋・尾張中部	4,418	4,551	4,551
海 部	357	357	357
尾 張 東 部	797	797	797
尾 張 西 部	504	504	504
尾 張 北 部	573	587	587
知 多 半 島	732	732	732
西 三 河 北 部	514	514	514
西 三 河 南 部 東	375	375	375
西 三 河 南 部 西	224	224	224
東 三 河 北 部	36	36	36
東 三 河 南 部	358	358	358
合 計	8,888	9,035	9,035

2 適切な介護サービスの確保

(1) 事業者参入の促進

現状・第8期計画の評価

- 介護サービス提供事業者として、市町村のほか、株式・有限会社などの営利法人、社会福祉法人、医療法人などの非営利法人といった多様な事業主体の参入が図られています。
- 2000年3月末の制度開始直前では、指定事業者（みなし指定事業者を除く。）は、市町村等77件、営利法人775件、非営利法人1,364件の合計2,216件であったものが、約23年後の2024年1月1日時点では、市町村等47件、営利法人9,321件、非営利法人5,734件の合計15,102件と約7倍に増加しています。
- 増加の主な要因は、2005年の介護保険法の改正で創設された介護予防サービス、地域密着型サービス、介護予防地域密着型サービスの指定事業者数が増加したためです。
（介護予防サービス3,355件、地域密着型サービス2,132件、地域密着型介護予防サービス937件（2024年1月1日現在））
- 県では、新規参入予定事業者に対する相談や、介護サービスの供給体制を整備する市町村への指定事業者情報の提供などを支援しています。

◇ 事業主体別の指定事業者数の推移

（単位：件）

区分	市町村等	営利法人	医療法人	社会福祉法人（社協）	社会福祉法人（社協除く）	一般財団・一般社団等	農業協同組合	消費生活協同組合	NPO法人	その他	非営利法人小計	合計
2000年3月末現在（A）	77	775	379	249	520	31	58	50	28	49	1,364	2,216
2024年1月1日介護	23	5,399	1,216	176	1,403	82	39	115	137	88	3,256	8,678
2024年1月1日予防	22	1,926	644	76	545	37	12	33	14	46	1,407	3,355
2024年1月1日密着型	2	1,430	157	12	387	8	2	27	74	33	700	2,132
2024年1月1日密着型予防	0	566	116	2	193	0	1	17	29	13	371	937
2024年1月1日合計（B）	47	9,321	2,133	266	2,528	127	54	192	254	180	5,734	15,102
B/A（%）	61.0	1202.7	562.8	106.8	486.2	409.7	93.1	384.0	907.1	367.3	420.4	681.5

◇ 介護サービス別の指定事業者数の推移

(単位：件)

区分	居宅サービス										居宅介護支援	施設サービス				合計	
	福祉系サービス									医療系サービス		小計	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設		介護医療院
	訪問介護	訪問入浴	通所介護	短期入所生活介護	認知症対応型共同生活介護	特定施設入居者生活介護	福祉用具貸与	福祉用具販売	小計								
2000年3月末現在(A)	432	91	296	122	19	5	183	-	1,148	105 (15,487)	1,253 (15,487)	845	- (119)	- (101)	118	-	2,216 (15,707)
2024年1月1日現在(B)	1,959	77	1,248	472	-	252	408	412	4,828	1,603 (23,861)	6,431 (23,861)	1,731	297	191	4	24	8,678 (23,861)
B/A (%)	453.5	84.6	421.6	386.9	-	504.0	223.0	-	420.6	1526.7	513.2	204.9	-	-	-	-	391.6

(注) ()は、みなし指定事業所数で外数である。

◇ 介護予防サービス別の指定事業者数

(単位：件)

区分	居宅サービス									医療系サービス	小計	介護予防支援	合計
	福祉系サービス								訪問看護、訪問リハ、通所リハ、居宅療養管理指導、短期入所療養介護				
	訪問介護	訪問入浴	通所介護	短期入所生活介護	特定施設入居者生活介護	福祉用具貸与	福祉用具販売	計					
2008年3月末現在(A)	968	89	1,064	248	147	359	367	3,242	762	4,004	173	4,177	
2024年1月1日現在(B)	-	75	-	464	239	401	410	1,589	1,530	3,119	236	3,355	
B/A (%)	-	84.3	-	187.1	162.6	111.7	111.7	49.0	200.8	77.9	136.4	80.3	

◇ 地域密着型サービス別の指定事業者数

(単位：件)

区分	居宅サービス								施設サービス			合計
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	夜間対応型訪問介護	地域密着型通所介護	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護	看護小規模多機能居宅介護	小計	地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	小計	
2008年3月末現在(A)	-	3	-	124	36	342	-	505	3	1	4	509
2024年1月1日現在(B)	47	5	933	174	187	605	29	1,980	19	133	152	2,132
B/A (%)	-	166.7	-	140.3	519.4	176.9	-	392.1	633.3	13,300.0	3,800.0	418.9

◇ 介護予防地域密着型サービス別の指定事業者数 (単位：件)

区 分	居 宅 サ ー ビ ス			合 計
	認知症対応型 通所介護	小規模多機能型 居宅介護	認知症対応型 共同生活介護	
2008年 3月末現在 (A)	121	24	337	482
2024年 1月1日現在 (B)	164	172	601	937
B/A (%)	135.5	716.7	178.3	194.4

基本方針

- 必要なときに必要な介護サービスが提供できる体制とするため、利用見込量に対応した整備目標を達成できるよう、多様な事業主体の参入を図ります。

2026年度までの目標

- 多様な事業主体が介護サービス事業へ参入することにより、介護サービスの供給の拡大が図られ、利用者の選択機会を高めるとともに、事業者間の競争が促進され、サービスの質の向上を図ることができます。
このため、多様な事業主体の参入が促進されるよう、適切な相談対応や情報提供等を行います。
 - ・介護保険指定事業者講習会の開催
 - ・事業者相互の交流、情報交換、研修等を行う連絡組織の支援
 - ・ホームページでの情報提供
- 市町村指定の地域密着型サービスについては、提供体制の充実や利用の促進を図るため、サービス事業者や利用者への制度の周知などの市町村の取組を支援します。

(2) 質の高い介護サービスの提供

現状・第8期計画の評価

- 利用者の多様な生活を支えるため、より質の高い介護サービスが求められており、このため、利用者が安心して質の高いサービスが受けられるよう、市町村と連携して適切なケアプランの作成、事業者の健全育成等の取組を行う必要があります。
- 利用者や住民が介護保険制度の仕組みを学ぶための、周知・啓発活動を行っています。
- 介護サービスの利用が円滑に進むよう、利用者や事業者に対して、必要な情報を高齢福祉課のホームページや「介護保険・高齢者福祉ガイドブック」により情報提供を行っています。
- 介護サービスの質の確保と向上のため、介護サービスの内容や運営状況に関する報告を介護サービス事業所に義務付け、報告内容を公表する「介護サービス情報の公表」制度があります。
なお、認知症対応型共同生活介護を行う事業所については、介護サービス情報の公表制度とは別の外部評価制度により、サービスの質の評価が公表されています。外部評価に併せて、介護サービス情報の公表や自己評価が徹底されるように指導しています。
- より適切な介護サービスが提供されるよう、福祉・医療の関係者や学識経験者らで構成する「介護サービス第三者評価推進会議」を設置し、「介護サービス情報の公表」の充実を図っています。
- 質の高い介護サービスの提供の確保を図るため、事業者相互の情報交換や研修を行う事業者連絡組織の活動を支援しています。
- 事業者に対して、法令等で定められた事業運営の基準を遵守させるとともに、良質な事業者を育成し適正な介護サービスの提供が図られるよう指導・監督を行っています。
- 介護現場での権利擁護を図るため、研修会の開催等を行い、施設職員等の意識向上を図っています。
- 地域包括ケアシステムを推進すると共に介護保険制度の持続可能性を維持するため、全市町村が各地域の特徴を正確に把握して課題分析することにより、高齢者の状況に応じた自立支援・重度化防止等の取組を企画・立案していくことが求められています。
- 地域において必要とされる介護サービスの確保のため、2024年4月より、介護サービスを提供する事業所又は施設を有する介護サービス事業者の「介護サービス事業者経営情報」について、調査及び分析を行い、その内容を公表することとされています。

基本方針

- 利用者が介護サービスを自由に、適切に選択することができるよう、介護サービス情報公表システムによる情報提供の充実に努めます。

- 介護保険の仕組みや介護保険制度の周知に努めます。
- 事業者の介護サービスの質の向上を目的とした自己評価や第三者による評価の取組が進むよう努めます。
- 事業者相互の交流、情報の交換、研修の実施等を行う事業者連絡組織の活動により、利用者のニーズに沿った良質の介護サービスの提供を図られるよう事業者連絡組織を支援します。
- 事業者の健全な育成と適正な介護サービスの確保が図られるよう、市町村等と連携し必要な指導・監督を実施します。
- 介護現場での権利擁護の取組が進むよう努めます。
- 全市町村が各地域の特徴を正確に把握できるよう、各市町村の効果的な地域分析の支援に努めます。
- 介護サービス事業所又は施設ごとの経営情報の把握に努めます。

2026年度までの目標

- 利用者や事業者に対して、介護サービスに関する情報をホームページなどにより提供するとともに、市町村が所管する地域密着型の事業所の情報についても、一部を県でとりまとめて公表するなど、市町村の情報提供の取組を支援します。
- 「県政お届け講座」を企業・地域団体等を対象に実施するなど介護保険制度の周知に努めます。
- 介護サービスが、利用者に適切に選択され、利用されるよう、事業者に対し介護サービス内容や運用に関する情報を年1回公表する「介護サービス情報の公表」を推進します。
また、認知症対応型共同生活介護については、介護サービスの客観的な外部評価の推進に努めます。
併せて、介護サービス情報の公表や自己評価が徹底されるよう指導し、福祉サービス第三者評価の推進に努めます。
- より適切な介護サービスが提供されるよう、「介護サービス第三者評価推進会議」を設置し、「介護サービス情報の公表」の運営の充実・強化を図ります。
- 福祉評価推進事業団と共催で開催する「あいち介護サービス大賞」により事業所における先進的な取組事例を周知するとともに、「あいち介護技術コンテスト」により介護職員個人の技術の標準化を図ります。
- 居宅介護支援事業者や介護サービス事業者等によって設立された事業者の活動に対し助言・指導による支援を行います。
- 法令等を遵守し、より良質な介護サービスの提供が図られるよう、事業者に対して指導・監督を実施します。

- 介護現場での権利擁護の取組を行う人材の養成などに努めます。
- 介護サービス事業者経営情報について適切に報告がされるよう、制度の趣旨の周知に努めます。

項目	実施主体	事業内容
利用者・事業者への情報提供	県	「介護保険・高齢者福祉ガイドブック」の作成により指定事業者情報を提供する。 県のホームページで、毎月1日現在の指定事業者情報を提供する。
	市町村	相談窓口の設置や、情報資料等の配布を行う。
第三者評価の推進	事業者	WAM-NETに評価結果を公表する。
		介護サービス情報システムに調査結果を公表する。
事業者連絡組織の支援	県 市町村	研修の実施や相互の情報交換等を行う活動を支援する。
事業者の指導・監督	県 市町村	適切な事業活動の確保のため指導・監督を行う。

- 全市町村が地域の特徴を正確に把握できるよう、高齢者や介護保険に係る基礎データ等に基づき市町村ごとに実情把握と地域課題分析を行い、分析結果を市町村に共有します。
また、『地域包括ケア「見える化」システム』活用のノウハウ等を提供するとともに、一部の保険者に専門的な知識を有する有識者等を派遣し、地域の実情に応じた必要な施策等を個別に助言することで、市町村が地域の課題分析に基づいた自立支援・重度化防止等の施策を企画・立案する取組を支援します。

主要施策・事業

項目	実施主体	現状	2026年度までの目標	事業内容
介護サービス情報公表計画に基づく公表事業所割合	県 政令市	100% (2022年度)	100%を維持	利用者が適切に介護サービスを選択できるよう、事業者情報を介護サービス情報システムに公表する。

(3) 利用者の保護

現状・第8期計画の評価

- 国民健康保険団体連合会、市町村、居宅介護支援事業者、介護サービス事業者等が、それぞれ利用者からの相談・苦情に応じています。

<国民健康保険団体連合会>

- 利用者からの介護サービスに関する苦情処理の第三者機関として法的に位置付けられ、学識経験者の中から苦情処理委員を委嘱しています。

ここでは、利用者の保護の観点から、市町村域を越える場合や市町村等では処理が困難な相談・苦情、要介護者等からの直接の苦情申し立てに対応することとし、事業者に対して指導・助言等を行っています。

<市町村>

- 要介護認定や保険給付、介護サービス事業者等の制度全般に係る住民からの相談等に対応し、適切な助言、事業者への指導を行っています。

- 介護サービス施設・事業所に出向き利用者と介護サービス事業者及び行政との橋渡しをする介護サービス相談員の配置を促進し、問題の改善や介護サービスの質の向上に努めています。

<居宅介護支援事業者、地域包括支援センター>

- 要介護者等が、介護サービスを選択する上で必要となる情報の提供やサービス受給のための助言を行っています。

- ケアプランに基づく介護サービスについての利用者の相談等に対して、事業者等から事情を聞き、対応策の助言等を行っています。

- 利用者の国民健康保険団体連合会等への苦情申し立てにも必要な助言を行っています。

<介護サービス事業者>

- 利用者等からの介護サービス内容の相談等に対応するため、相談窓口の設置、苦情処理の体制を整備しています。

<県>

- 事業者の法令違反等に関する相談等に対しては、市町村や国民健康保険団体連合会等と連携して必要な調査、指導を行い、問題解決に努めています。また、県の福祉相談センター2か所（尾張、西三河）で相談に応じています。

- 市町村等が被保険者に対して行った行政処分（要介護認定、保険料の決定等）について、不服がある場合、県介護保険審査会において、審査請求を受理し、審理・裁決を行っています。

◇ 審査請求の状況（1999年11月から2024年1月末までの実績）

年 度	審査請求 受付件数	審査済				取り下げ	審理中
		認容	棄却	却下	計		
2020年度まで	587件	104件	286件	16件	406件	181件	0件
2021年度	35	3	15	8	26	9	0
2022年度	28	6	12	2	20	7	1
2023年度 (2024.1時点)	30	2	3	0	5	4	21
累 計	680	115	316	26	457	201	22

基本方針

- 介護保険に関する相談や苦情については、利用者の保護の観点から適切な対応ができるよう関係機関が連携を図り、それぞれの役割に応じた機能をしながら、迅速かつ適切に対応します。

<国民健康保険団体連合会>

- 利用者の保護の観点から、苦情処理の第三者機関として、困難な相談・苦情、要介護者等からの直接の苦情申し立てに対し、適切に対応できるよう助言します。

<市町村>

- 介護サービス相談員の配置を促進し、問題の改善や介護サービスの質の向上に努めます。
- 要介護者等に対して情報提供や適切な介護サービス受給のための助言を行います。

<居宅介護支援事業者、地域包括支援センター>

- 利用者からの相談等や事業所への聞き取りを行い、適切な介護サービスが実施されるよう助言・指導を行います。

<介護サービス事業者>

- 利用者からの苦情申し立て等の相談について、国民健康保険団体連合会始め相談窓口を案内し、問題解消の支援を行います。

<県>

- 事業者の法令違反等に対しては、市町村・国民健康保険団体連合会・県の福祉相談センター等と連携し、事業者への調査・指導を行い、是正します。
- 介護保険に関する相談や苦情については、利用者の保護の観点から適切な対応ができるよう関係機関が連携を図り、それぞれの役割に応じた機能を果たしながら、迅速かつ適切に対処します。

2026年度までの目標

<国民健康保険団体連合会>

- 介護サービスの内容等の複雑困難な苦情の申し立てに対応するとともに、事業者等に対して調査し、改善に向けた指導・助言等を行います。

<市町村>

- 住民に最も身近な相談の一次的な窓口として、住民からの制度全般についての相談等に対応し、適切な助言を行います。
また、介護サービス相談員の配置を促進し、利用者等の相談に応じます。

<居宅介護支援事業者、地域包括支援センター>

- 市町村等との連携を図り、利用者等からの相談等に適切に対応します。
- 利用者及び事業所双方の要望・事情を聞き、適切な介護サービス提供が行われるよう対応策の助言等を行います。

<介護サービス事業者>

- 利用者等からの介護サービス内容の相談等には、迅速かつ適切な対応を行います。

<県>

- 利用者等からの相談等に対しては、市町村等の協力を得て、必要な調査、指導を行い、適切に対応します。
- 利用者からの相談・苦情に応じる国民健康保険団体連合会、市町村、居宅介護支援事業者、介護サービス事業者等に対し、必要な助言・指導等を行います。
- 被保険者からの不服審査請求について、県介護保険審査会において、適切な審理・裁決を行います。

(4) 適切なケアマネジメント

現状・第8期計画の評価

- 介護支援専門員は、要介護者等に対して自立の支援や生活の質の向上を図るため、利用者等の意向を踏まえた必要な介護サービスが提供できるよう、適切なケアプランを作成することが求められています。
また、介護給付サービスの種類や対象範囲が広がるとともに、利用者の状態も変化し、介護支援専門員に求められる役割・期待も広がってきています。
- 介護支援専門員に対する後方支援を行うよう、地域包括支援センターが位置づけられています。
- 地域包括支援センターでは、他の様々な職種との多職種協働や地域の関係機関の連携を図るとともに、介護予防ケアマネジメント、介護予防支援及び介護給付におけるケアマネジメントとの相互の連携を図ることにより、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを支援しています。
- ケアマネジメントを支援する手段として地域ケア会議がありますが、地域包括支援センターや市町村では、保健・医療・福祉関係者により個別事例の検討を行い、地域に共通する課題の把握から政策形成へつなげていく場として実施しています。
- 2024年度に介護支援専門員の各研修カリキュラムの改正を行い、介護支援専門員の資質・専門性の向上を図るとともに、介護支援専門員の適切な活動等を指導する主任介護支援専門員の養成、適切なケアマネジメントを行うための相談窓口を設置しています。
- 居宅介護支援事業者による連絡組織（愛知県居宅介護支援事業者連絡協議会）が設置され、ケアマネジメントの質の向上のための事業者間の連携、情報交換、研修等の取組が行われています。
- 在宅サービスの提供の要である介護支援専門員等に対して、医療職との連携が適切に行われるよう資質向上のための研修を実施するとともに、愛知県居宅介護支援事業者連絡協議会において相談事例に対する解説を行うなど資質向上の取組を実施しています。

基本方針

- 必要な介護支援専門員を確保するとともに、介護支援専門員に対して、適切なケアプランの作成やケースカンファレンスなどによる資質の向上を図るための研修を始め、介護サービスが円滑に提供されるよう必要な支援に努めます。
- ケアマネジメントを支援するため、地域包括支援センター及び市町村職員の資質向上を図ります。
- 介護支援専門員及び主任介護支援専門員の養成を行うとともに、医療職との連携を図りつつ質の高いサービス提供を行えるよう、介護支援専門員の資質の向上に努めます。

2026年度までの目標

- 必要な介護支援専門員を確保するとともに、介護支援専門員に対して、実務研修、専門研修、更新研修、再研修、主任介護支援専門員研修及び主任介護支援専門員更新研修を実施して、資質・専門性の向上に努めます。
- 医療職との連携を図りながら、介護予防・機能訓練などの自立支援・重度化防止に向けた質の高いサービス提供を行うための適切なケアプランが作成できるよう、介護支援専門員に対して資質向上の取組を推進します。

項目	実施主体	事業内容
介護支援専門員の実務研修	県	介護支援専門員実務研修受講試験合格者に対し、地域包括ケアシステムの中で多職種と協働し、自立支援に資するケアマネジメントが実践できるよう養成を行う。
介護支援専門員の専門研修		現任の介護支援専門員に対し、医療との連携や多職種協働を図りながらケアマネジメントを実践できるよう知識・技術を習得させ、専門性を高める。
介護支援専門員の更新研修		5年ごとの更新時に実務遂行に必要な知識、技術の向上、専門職としての能力の保持・向上を図る。
介護支援専門員の再研修		実務から遠ざかっている介護支援専門員に対し、知識、技術の再修得を図る。
主任介護支援専門員研修		介護支援専門員に対する助言・指導などケアマネジメントが適切・円滑に提供できる知識、技術を修得するとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりを実践できるよう養成を行う。
主任介護支援専門員更新研修		5年ごとの更新時に、主任介護支援専門員の役割を果たしていくために必要な能力の保持・向上を図る。

◇ 居宅介護支援事業、施設サービスの利用見込み人数に対応する介護支援専門員目標人員

区分	2024年度	2025年度	2026年度
居宅介護支援事業	5,878人	6,035人	6,175人
施設関係事業	2,713	2,772	2,824
合計	8,591	8,807	8,999

(注1) 居宅介護支援事業欄には、居宅介護支援事業所に従事する介護支援専門員の人員を計上した。

(注2) 施設関係事業欄には、介護保険施設、小規模多機能型居宅介護(予防を含む)、認知症対応型共同生活介護(予防を含む)、特定施設入居者生活介護(地域密着型及び予防を含む)及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業所で、施設等サービス計画を作成する介護支援専門員の人員を計上した。

- ケアマネジメントを支援するため、地域包括支援センター及び市町村職員に対する研修を実施します。
- 改正後のカリキュラムに沿った研修を行い介護支援専門員の資質・専門性の向上を図るとともに、介護支援専門員の適切な活動等を指導する主任介護支援専門員の養成、適切なケアマネジメントを行うための相談に応じます。
- ケアマネジメントの質の向上のための事業者間の連携、情報交換、研修等の取組を行います。

(5) 介護保険におけるリハビリテーション提供体制の推進

現状・第8期計画の評価

- 高齢者に対する自立支援・重度化防止の取組を推進するに当たっては、地域支援事業と介護保険給付の双方の観点からの地域リハビリテーション体制の構築が重要です。
- 地域包括ケアシステムの構築が進められている中で、介護保険で実施する生活期リハビリテーションサービス※においても、要介護（支援）者が必要性に応じて利用できるよう、サービス提供体制を推進することが求められています。
※生活期リハビリテーションサービス…訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、介護老人保健施設、介護医療院
- 本県の提供体制については、下表のとおりです。

◇サービス提供事業所数（2021年）

（単位：数（認定者1万人対））

	訪問 リハビリ	通所 リハビリ	介護老人 保健施設	介護 医療院	短期入所 療養介護 （老健）	短期入所 療養介護 （介護医療院）
名古屋・尾張中部	7.81	13.23	6.41	0.49	5.26	0
海 部	8.12	17.60	8.80	1.35	7.45	0
尾 張 東 部	9.10	11.24	5.89	0.54	5.35	0
尾 張 西 部	6.00	11.57	5.14	0	5.14	0
尾 張 北 部	8.81	15.99	4.89	0.33	3.59	0
知 多 半 島	7.15	11.67	6.40	0.38	4.90	0
西 三 河 北 部	5.31	8.86	5.31	1.18	5.31	0.59
西 三 河 南 部 東	8.20	15.76	4.41	0.63	3.78	0.63
西 三 河 南 部 西	9.53	13.25	6.63	1.66	6.63	0
東三河 北 部	11.5	15.81	5.27	1.86	4.96	0
東三河 南 部						
合 計	8.19	13.48	6.00	0.74	5.17	0.06
全 国	8.36	12.42	6.32	1.00	5.62	0.16

（資料）「介護保険総合データベース」及び「介護保険事業状況報告」

◇サービス利用率（2022年）（単位：％（認定者数））

		訪問 リハビリ	通所 リハビリ	介護老人 保健施設	介護 医療院
名古屋・尾張中部		1.41	8.61	4.91	0.30
海 部		0.87	11.75	6.70	1.17
尾 張 東 部		1.82	8.02	4.87	0.34
尾 張 西 部		0.78	8.36	4.44	0.10
尾 張 北 部		1.28	11.46	4.71	0.14
知 多 半 島		2.30	10.60	5.83	0.16
西 三 河 北 部		1.76	6.88	4.83	0.38
西 三 河 南 部 東		3.38	11.16	4.71	0.66
西 三 河 南 部 西		2.70	11.58	6.18	0.67
東三河 北 部	東三河 広域連合	3.37	10.88	5.00	1.86
東三河 南 部					
合 計		1.83	9.62	5.10	0.50
全 国		2.01	8.50	5.05	0.61

（資料）「介護保険総合データベース」及び「介護保険事業状況報告」

◇従事者数（単位：人（認定者1万人対））

		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
理 学 療 法 士	愛知県	37.90	39.56	42.29	43.05
	全 国	31.57	34.43	35.54	36.21
作 業 療 法 士	愛知県	14.00	14.40	15.26	16.30
	全 国	16.86	17.44	17.83	18.16
言 語 聴 覚 士	愛知県	4.32	4.44	4.41	4.60
	全 国	3.39	3.65	3.68	3.86

（資料）「介護サービス施設・事業所調査」及び「介護事業状況報告」

- 本県のサービス提供事業所数について、通所リハビリサービスについては全国平均を上回っていますが、その他のサービスについては全国平均を下回っています。
- 本県のサービス利用率について、全国平均と比較して、訪問リハビリテーションの利用がやや低く、通所リハビリテーションの利用が多くなっています。また、施設サービス（介護老人保健施設及び介護医療院）では、介護老人保健施設と介護医療院いずれもほぼ全国平均と同水準の利用率となっています。
- 本県の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の従事者数について、理学療法士・言語聴覚士については、認定者1万人当たりの人数が全国平均を上回っており、作業療法士については全国平均を下回っています。なお、いずれの職種も認定者1万人当たりの人数は増加傾向となっています。

基本方針

- 要介護（支援）者が、本人の状況に応じて、生活している地域で必要なリハビリテーションが受けられるよう、適切なリハビリテーションの提供体制を確保します。
- リハビリテーションを必要とする要介護（支援）者が、状態に応じたリハビリテーションにより機能維持や重度化の防止を図ることができるよう、介護支援専門員の資質の向上に努めます。
- 介護予防の取組を推進するため、市町村や地域包括支援センターへの支援体制を充実するとともに、地域の介護予防事業に対応できるリハビリテーション専門職等を育成します。

2026年度までの目標

- 地域において必要なリハビリテーションの利用促進を図るため、サービス事業者や医療機関及び利用者への制度の周知等を行います。
- リハビリテーションを必要とする要介護（支援）者が、在宅で適切なリハビリを受けられるよう、疾病の特性等に応じたリハビリテーションの実施に向けたケアプランの作成など、介護支援専門員に対し資質向上のための研修を実施します。
- 通所介護事業所等の機能訓練指導員に対し、生活機能維持向上や自立支援・重症化防止のための知識や技術の向上を図るため、理学療法士等の専門職による重症化予防リハビリテーションの研修会を開催します。
- 介護予防の取組を推進するため、地域における介護予防事業に対応できるリハビリテーション専門職の育成や、介護予防・自立支援に関する専門的な知識を有するアドバイザーの市町村への派遣を行います。

3 介護給付適正化の推進

現状・第8期計画の評価

- 急増する介護給付費の適正化を図り、県と市町村が一体となって介護給付適正化の戦略的な取組を推進するため、「第5期介護給付適正化計画に関する指針」に基づき、第4期愛知県介護給付適正化計画（以下「第4期適正化計画」という。）までに行われた検証・見直し等を踏まえながら、「第5期愛知県介護給付適正化計画」（以下「第5期適正化計画」という。）（計画期間：2021年度～2023年度）を2021年3月に策定しました。
- 第5期計画においては、第4期計画に引き続き、市町村等が主要5事業の取組を着実に実施しつつその取組の質を高めていくことを目指し、保険者が実施すべき取組目標として目標項目1（主要5事業実施率）及び目標項目2（主要5事業点検割合等）を設定し、介護給付適正化の一層の推進を図りました。

◇ 目標項目1：主要5事業実施率

区分		実績	目標
		2022年度	2023年度
1. 認定調査状況チェック		100.0% (44/44)	100.0%
2. ケアプランチェック		100.0 (44/44)	100.0
3. 住宅改修等の点検	住宅改修	95.5 (42/44)	100.0
	福祉用具	59.1 (26/44)	100.0
4. 医療情報との突合・縦覧点検	医療情報	97.7 (43/44)	100.0
	縦覧点検	100.0 (44/44)	100.0
5. 介護給付費通知		97.7 (43/44)	100.0

（注）実績数値は、県独自調査（2023年7月）による。
下段の（ ）は、実施保険者数／全保険者数を表す。

- 本県では、各主要5事業についてほとんどの市町村において実施しています。
- 適正化事業の推進に当たっては、事業を実施すること自体が目的ではなく、取組の実施により介護給付の適正化に着実に繋げることが求められます。そのため、適正化事業の質の向上や効率性に着目した取組が必要となります。

◇ 目標項目2：本県独自目標の実施割合等

項目		単位	2022年度実績	2023年度目標	
1. 認定調査状況チェック	更新認定点検割合	%	100.0	100	
	変更認定点検割合	%	100.0	100	
	eラーニングシステムにおける全国テストの受講割合	%	78.8	100	
2. ケアプランチェック	一人ケアマネ	%	27.8	100	
	特定事業所加算未算定	%	33.2	100	
	特定事業所集中減算	%	30.3	100	
3. 住宅改修等の点検	住宅改修	施工前点検（現地調査）	保険者	27	44
		施工後点検（現地調査）	保険者	24	44
		専門職による関与	保険者	19	44
	福祉用具	購入（現地調査）	保険者	18	44
		貸与（現地調査）	保険者	14	44
		専門職による関与	保険者	10	44
4. 医療情報との突合・縦覧点検	医療情報	突合区分「01」	月	11.2	12
		突合区分「02」	月	11.1	12
	縦覧点検	点検種類「2」	月	11.2	12
		点検種類「3」	月	10.7	12
		点検種類「4」	月	11.3	12
		点検種類「5」	月	10.0	12
点検種類「9」	月	10.3	12		
5. 介護給付費通知	年間提供月数	月	10.9	12	

(注) 実績数値は、県独自調査（2023年7月）による。

- 目標項目2では、ケアプランチェックにおいて、点検による効果が高いと想定される事業所として「ケアマネジャーが1人の事業所」、「特定事業所加算を算定していない事業所」及び「特定集中減算を算定した事業所」を抽出し、2023年度までの3か年で全ての事業所を点検することを目標としました。抽出された点検対象事業所は、毎年度概ね3分の1ずつ点検されており、取組は着実に実施されていると評価できます。
- 保険者における職員数が削減傾向にある中で、適正化事業実施のための職員や専門的な資格や知識を有する職員を新たに確保することは困難であることも想定されることから、今後の適正化事業の推進にあたっては、介護保険事業全般に関する事業間連携と、適正化事業の重点化及び質の向上を図ることが望まれます。
- 第5期計画期間が2023年度で終了することから、第5期計画の検証等も踏まえ、更なる介護給付の適正化を推進するため、「第6期介護給付適正化計画に関する指針」（以下「第6期指針」という。）に基づき「第6期愛知県介護給付適正化計画」（2024～2026年度）を2024年3月に策定しました。

基本方針

- 第6期愛知県介護給付適正化計画に基づき、市町村における介護給付適正化の取組を支援します。

2026年度までの目標

- 第6期指針における主要3事業については、2026年度まで毎年度すべての市町村が実施することを目標とするとともに、事業内容の質的向上を図る観点から、点検の実施率、月数、回数等を増やすだけでなく、より工夫を凝らした内容となるよう、市町村の実情に応じた事業の取組を促進します。また、その点検内容の充実・拡充が図られるよう、市町村の実施状況や介護給付費についての分析や評価を行うとともに、各種情報の提供や研修事業等を実施することにより支援します。
- 第6期計画においても、第5期計画に引き続き、市町村等が主要事業の取組を着実に実施しつつその取組の質を高めていくことを目指し、目標項目1（主要事業実施率）及び目標項目2（主要事業点検割合等）を設定します。

主要施策・事業

◇ 目標項目1：主要事業実施率

区分		目標	事業内容
		2026年度	
1. 要介護認定の適正化		100.0%	市町村が認定調査を委託している場合に、調査が適正に行われているかを点検する。
2. ケアプラン等の点検	ケアプラン点検	100.0%	介護支援専門員が作成した個別のケアプランの内容について第三者が点検・評価する。利用者宅を個別に訪問等し、住宅改修及び福祉用具利用の実態を確認・評価する。
	住宅改修の点検	100.0%	
	福祉用具購入・貸与調査	100.0%	
3. 医療情報との突合・縦覧点検	医療情報との突合	100.0%	介護給付費請求情報と医療情報との突合や、被保険者ごとに複数月の給付情報を確認することにより請求内容の点検を行う。
	縦覧点検	100.0%	

◇ 目標項目2：主要事業点検割合等

項目		単位	2026年度 目標		
1. 要介護認定の適正化	更新認定点検割合	%	100		
	変更認定点検割合	%	100		
	eラーニングシステムにおける全国テストの受講割合	%	100		
2. ケアプラン等の点検	ケアプラン	抽出事業所	一人ケアマネ	%	100
			特定事業所加算未算	%	100
			特定事業所集中減算	%	100
			限度額一定割合超	%	100
	抽出ケアプラン	認定調査状況不一致	保険者	44	
		訪問介護一定割合超	保険者	44	
	住宅改修	専門職による関与	保険者	44	
福祉用具	専門職による関与	保険者	44		
3. 医療情報との突合・縦覧点検	医療情報	突合区分「01」	月	12	
		突合区分「02」	月	12	
	縦覧点検	点検種類「1」	月	12	
		点検種類「2」	月	12	
		点検種類「3」	月	12	
		点検種類「4」	月	12	

4 介護保険事業費の見込み

現状・第8期計画の評価

- 市町村の3年間の介護保険事業費全体の見込み額をもとに、県において必要となる経費を算定し、介護保険事業の円滑な推進を図っています。
- 第1号被保険者の保険料
 - ・ 2021年度から2023年度までの第1号被保険者の保険料総額は、原則として、標準給付費額の23%とされています。
 - ・ 第1号被保険者の保険料は、原則として、所得の状況により9段階に区分された保険料率で賦課されていますが、保険者の判断により第5段階以上を多段階化し、全体で10段階以上とすることも認められています。

第8期の第1号被保険者の加重平均保険料（基準額）（月額）	5,732円
------------------------------	--------

- 標準給付費
2021年度から2023年度までの標準給付費額の推移は、次表のとおりです。計画に対する執行率は、2021年度は96.1%、2022年度は93.8%、2023年度見込みは96.5%と、各年度とも計画を下回る実績となっています。

（単位：千円）

区 分		2021年度	2022年度	2023年度
計画標準給付費額 A		523,245,053	543,549,707	566,169,032
実績標準給付費額 B		502,906,726	510,194,278	546,360,398
Bに対する 公費負担分	国庫負担	91,868,849	93,340,312	99,823,267
	県費負担	71,582,109	72,473,221	77,743,841
	市町村負担	62,863,340	63,774,285	68,295,050
執行率 B/A		96.1%	93.8%	96.5%

- 低所得者対策
 - ・ 低所得者（第1・2・3・4段階）の保険料は、前述のとおり基準額より低い金額に設定されています。また、低所得者保険料軽減策として、標準給付費への公費負担とは別枠に公費を投入し、第1～3段階の保険料を更に軽減しています。
 - ・ 介護保険施設への入所や短期入所生活介護などを利用した場合、居住費と食費が利用者負担となりますが、低所得者については所得に応じて低額の負担限度額が設定されています。
 - ・ 介護保険では、サービス費用の1割から3割を利用者が負担することとなっていますが、利用者負担月額が一定額を超えた場合には高額介護サービス費が給付され、また、低所得者については次表のとおり負担限度額が低く設定されています。

区 分	利用者負担限度額（月額）	
① 生活保護を受給している者	15,000円（個人）	
② 住民税非課税の世帯の者	老齢福祉年金受給者	15,000円（個人）
	年金収入80万円以下	24,600円（世帯）
③ 一般（世帯内の誰かが市町村民税を課税されている者）	44,400円（世帯）	
④ 現役並み所得者	44,400円（世帯）	

- ・ 障害者自立支援法のホームヘルプサービス利用で定率負担額が0円だった人が、2006年4月以降65歳に到達したなどで介護保険が適用されますが、訪問介護等を受けるとき、1割負担が全額免除になります。
- ・ 社会福祉法人等においては、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等を利用する低所得者について利用者負担を軽減しています（※2021年1月1日現在、事業を実施している社会福祉法人等の85.7%が軽減を実施）。
- ・ 山間離島地域で特別地域加算（割増料金）が適用される場合、当該地域の低所得者について、特別地域加算による割増料金について一部軽減されます。

● 財政安定化基金

- ・ 財政安定化基金は、介護給付費の予想を上回る伸びや、通常の実績を行ってもなお生じる保険料未納による財政不足についての資金の貸付・交付を行うことを目的として各都道府県に設置されており、市町村の介護保険財政の安定的運営に重要な役割を果たしています。
- ・ 安定化基金への拠出金は、計画期間中における市町村の標準給付費額と地域支援事業に要する費用の見込総額に条例で定める割合を乗じて得た額から、計画期間中に生じた基金運用収益の3分の1に相当する額を控除した額を、国、県及び市町村がそれぞれ3分の1ずつ毎年負担してきました。
 なお、基金残高は今後基金としての目的を果たすために必要十分な額であると考えられるため、2009年度以降は安定化基金の新規積立ては行っていません。
- ・ 2021年度から2023年度においては、市町村において適切に給付費を見込んでいることなどにより、貸付・交付はありませんでした。

◇基金執行状況

(単位：千円)

区 分	2000～ 2020年度	2021年度	2022年度	2023年度 (見込)	合 計
市町村拠出金	4,411,315	0	0	0	4,411,315
国 負 担 金	4,411,315	0	0	0	4,411,315
県 負 担 金	4,411,315	0	0	0	4,411,315
新規積立金計	13,233,945	0	0	0	13,233,945
利子収益積立金	413,937	966	936	2,733	418,572
合 計	13,647,882	966	936	2,733	13,652,517
貸付・交付額	2,774,174	0	0	0	2,774,174
償 還 額	2,037,204	0	0	0	2,037,204
特例取崩	7,434,000	0	0	0	7,434,000
累計残額	5,476,912	5,477,878	5,478,814	5,481,547	5,481,547

基本方針

- 市町村の3年間の介護保険事業費全体の見込み額をもとに、県において必要となる経費を算定し、介護保険事業の円滑な推進を図ります。
- 利用者が自身の居住する市町村の状況を把握できるようにするため、県で把握した県内保険者の保険料率賦課状況や保険料段階の設定状況等について、保険者への情報共有や利用者への情報提供に努めます。

2026年度までの目標

● 第1号被保険者の保険料

2024年度から2026年度までの保険料は、各市町村において標準給付費等の23%を標準に、市町村ごとに定める保険料率（基準額×所得段階別の割合）により算定されます。

第1号被保険者の保険料は、原則として、次表のとおり、所得の状況により13段階に区分された保険料率で賦課されていますが、保険者の判断により第5段階以上を多段階化し、全体で14段階以上とすることも認められています。

県においては、被保険者の負担能力に応じたきめ細かい保険料の負担段階の設定により、低所得者の負担が軽減されるよう、保険者への指導・助言に努めます。

区 分	対 象 者	保 険 料 率
第1段階	①生活保護被保護者 ②市町村民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者 ③市町村民税世帯非課税で課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下の者	基準額×0.455
第2段階	市町村民税世帯非課税で、課税年金収入額＋合計所得金額が80万超120万円以下の者	基準額×0.685
第3段階	市町村民税世帯非課税で、課税年金収入額＋合計所得金額が120万円を超える者	基準額×0.69
第4段階	市町村民税本人非課税で、課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下の者	基準額×0.9
第5段階	市町村民税本人非課税で、課税年金収入額＋合計所得金額が80万円を超える者	基準額
第6段階	市町村民税本人課税で、合計所得金額が120万円未満の者	基準額×1.2
第7段階	市町村民税本人課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の者	基準額×1.3
第8段階	市町村民税本人課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の者	基準額×1.5
第9段階	市町村民税本人課税で、合計所得金額が320万円以上420万円未満の者	基準額×1.7
第10段階	市町村民税本人課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の者	基準額×1.9
第11段階	市町村民税本人課税で、合計所得金額が520万円以上620万円未満の者	基準額×2.1
第12段階	市町村民税本人課税で、合計所得金額が620万円以上720万円未満の者	基準額×2.3
第13段階	市町村民税本人課税で、合計所得金額が720万円以上の者	基準額×2.4

第1号被保険者の保険料

第9期の第1号被保険者の加重平均保険料（基準額）（月額）	5,957円
------------------------------	--------

第1号被保険者の保険料の将来推計

2030年度の第1号被保険者の加重平均保険料（基準額）（月額）	7,187円
2040年度の第1号被保険者の加重平均保険料（基準額）（月額）	8,172円

● 介護給付費負担金

2024年度から2026年度までの各保険者の標準給付費額に基づき、介護保険法の規定により必要となる経費を算定します。

県負担割合：標準給付費額の12.5%（施設等給付費は17.5%）

標準給付費

（単位：千円）

区 分		2024年度	2025年度	2026年度	計
標準給付費額		530,324,484	545,371,084	558,676,906	1,634,372,474
公費 負担分	国庫負担	123,368,186	127,129,836	130,456,291	380,954,312
	県費負担	75,503,496	77,384,321	79,047,549	231,935,366
	市町村負担	66,290,561	68,171,386	69,834,613	204,296,559

標準給付費の将来推計

（単位：千円）

区 分		2030年度	2040年度
標準給付費額		605,623,302	677,173,975
公費 負担分	国庫負担	443,624,653	496,024,043
	県費負担	86,295,736	96,503,185
	市町村負担	75,702,913	84,646,747

● 低所得者対策

低所得者保険料軽減、訪問介護利用者負担軽減、社会福祉法人等による利用者負担軽減、離島等の特別地域加算適用地域の利用者負担軽減を実施します。

● 財政安定化基金

市町村が通常の実行を行ってもなお生じる保険料の未納や、給付費の増加による財源不足に対して資金の貸付、交付を行い、市町村の介護保険財政の安定化を図ります。

● 県で把握した県内保険者の保険料率賦課状況や保険料段階の設定状況等については、保険者間の共有だけでなく、広く利用者に対しても周知できるよう、県のホームページ等を通じて情報提供に努めます。